

むつ市みどりの基本計画

2018-2027

海へと続くみどりがまちを育てる



青森県むつ市
2018年4月

【目次】

【目次】	1
はじめに	3
第1章 みどりの基本計画の基本事項	4
1. みどりの基本計画の根拠法令	4
2. 基本計画の対象区域・対象施設	4
3. 語句の定義	5
4. 基本計画の意義と効果	6
5. みどりのまちづくりアクションプラン	8
6. 他計画との関連図	9
第2章 都市の概況	10
1. むつ市人口ビジョン	10
2. 各地区人口動向	12
(1) 2015年度国勢調査	12
(2) 人口予測	12
3. むつ市のみどりに係るまちづくりの方針	13
(1) むつ市総合経営計画	13
(2) むつ市都市公園条例	13
(3) むつ市都市計画マスタープラン	13
(4) むつ市立地適正化計画	14
(5) 市街地拡大の抑制	17
(6) むつ市公共施設等総合管理計画	19
(7) 財政収入の見通し	20
(8) 目指すべき森林資源の姿	21
4. 花と木、みどりの活動	22
(1) むつ市の花と木	22
(2) みどりのさきもり館	22
(3) 花とみどりのまちづくり	22
5. 自然・地形の状況	27
(1) 位置	27
(2) 地勢	27
(3) 気候と気温	29
6. 市街地の状況	31
7. 公園・広場の状況	35
8. 開発行為による住宅地の公園・緑地の状況	40
第3章 みどりのまちづくりの課題	41
1. 財政運営を踏まえた公園づくりと維持管理	41
2. みどりが不足しているエリアでの創出	41
3. みどりの保全	41
第4章 計画の基本方針	43

1.	基本理念	43
2.	みどりの将来像	43
3.	基本方針	43
4.	計画期間	44
5.	みどりの将来像図	44
第5章	みどりの保全・創出（緑化）の目標	45
1.	目標	45
第6章	みどりの保全・創出（緑化）の推進のための施策	46
1.	みどりの保全・創出のための施策について	46
①	緑地保全地域制度	46
②	特別緑地保全地区	46
③	地区計画等の活用による緑地の保全（緑地保全条例）	46
④	管理協定制度	47
⑤	緑化地域制度	47
⑥	緑地協定制度	47
⑦	みどり法人制度	48
⑧	市民緑地制度	49
⑨	緑化重点地区	50
⑩	風致地区制度	52
⑪	その他都市計画制度	52
⑫	都市公園への指定	53
第7章	都市公園の整備及び管理の方針	54
1.	公園の特性に応じた魅力の向上の方針	54
2.	官民連携による公園づくりの方針	54
①	Park-PFIの活用	54
②	都市再生整備計画による官民連携まちづくり ～都市公園占用の特例～	54
3.	子育て支援などの方針	54
①	保育所等の占用	54
②	子育て公園の充実	55
4.	公園のストック再編に向けた方針	55
5.	公園施設の適切なメンテナンスに関する方針	55
第8章	その他みどりの保全と推進の方針	56
1.	みどりのまちづくりアクションプラン	56
2.	花とみどりのまちづくり	56
3.	市整備事業におけるみどりのまちづくり	56
4.	広めよう！「はまなす1株ひば1本」	56
5.	都市計画区域外での公園等の再編	56

はじめに

都市緑地法第2条では「国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならないとされ、また、事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならないとし、さらに、都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。」とされています。

また、むつ市は、1977年4月の建設省都市局長通達「緑のマスタープラン策定の推進について」により、1980年3月むつ都市計画区域について「むつ市緑のマスタープラン」を策定し、都市公園などの整備拡充を進めてきました。

これにより、これまで都市公園、遊園地広場などの整備や管理を行い、さらに開発行為により設けられた公園・緑地については地域の皆様とともに管理してきたところです。

緑の基本計画制度は、1994年6月、都市緑地保全法の改正に伴い、“緑の基本計画”の制度が創設され、2004年6月には、都市緑地法へと名称改正され、緑の基本計画の項目の拡大が行われてきました。さらに、2017年では、民間活力を最大限活かし、緑・オープンスペースの整備、保全について効果的に推進するため、そして、公園の老朽化、財政制約等を背景としたストックの適正管理の重要性や緑地機能における都市農地の重要性を踏まえた改正がされました。

緑の基本計画は、都市公園の整備、管理の方針、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取組みを体系的に位置づけた緑のオープンスペースに関する総合的な計画となります。

現在は人口減少、少子化、超高齢社会が進むなど厳しい社会情勢にあります。このような状況下において、笑顔があふれ、誇れるふるさととしていくためには、公園、緑地の整備、管理、保全などのあり方について考えて行く必要があります。

そこで、コンパクト・プラス・ネットワークを基本としたまちづくりのもと、公園等の再構築を戦略的に進めながら、未来にわたって「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を実感できるよう、「みどりのまちづくりマスタープラン（緑の基本計画）」となる「むつしみどりの基本計画」を策定することとしました。

第1章 みどりの基本計画の基本事項

1. みどりの基本計画の根拠法令

むつ市みどりの基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、法第4条に基づく市が策定する「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」となります。

基本計画には、法第4条第2項（2017年6月改正）により、おおむね下記の1から8までの項目を定めることとされていますが、当市ではこの中から、1、2、3、8の項目について定めるものとし、4、5、6、7は必要に応じて策定することとします。

1. 緑地の保全及び緑化の目標
2. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
3. 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第2条第1項に規定する都市公園をいう。第5項において同じ。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
4. 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
 - イ) 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ) 法第17条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ハ) 法第24条第1項の規定による管理協定（法の第2章第1節及び第2節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ) 法第55条第1項又は第2項の規定による市民緑地契約（法の第2章第1節及び第2節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
5. 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区（次号において単に「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項
6. 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
7. 緑化地域における緑化の推進に関する事項
8. 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

2. 基本計画の対象区域・対象施設

都市緑地法運用指針（以下「運用指針」といいます。）を基に、基本計画の対象とする区域、対象物などは次のとおりとします。

1. 主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めることとします。
2. 公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化などを対象とします。
3. 都市計画区域外については、公共公益施設を対象に、都市計画区域内の措置と同じとした緑地の保全及び推進、管理に関する措置とします。

4. 農林水産関連の公共公益施設、都市計画区域外における民有地並びに国有林野及び公有林野など官行造林地は対象としません。

3. 語句の定義

(1) 法第3条第1項での定義

「緑地」についての定義は次のとおりです。

- 「緑地」
 - ◇ 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものを「緑地」としています。

(2) 運用指針での定義

運用指針では、法における「緑地」の各項目の考え方について、次のとおり示されています。

- 「樹林地」
 - ◇ 当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹木には竹林も含まれる。
- 「草地」
 - ◇ 当該土地の大部分が草で被われている土地であり、ゴルフ場のような人工草地も含まれる。
- 「水辺地」
 - ◇ 池、沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域である。
- 「岩石地」
 - ◇ 当該土地の大部分が岩石で被われている土地又は岩石が風化して角礫を多く含んだ状態の土地をいい、具体的には、砂浜の岩礁地、溶岩台地等をいう。
- 「その状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）」
 - ◇ 樹林地、草地、水辺地、岩石地には該当せずとも、その景観、立地状況等がこれらに類似しているものであり、具体的には、樹林地に類するものとして屋敷林、庭園、街道の並木、梅林、茶畑、果樹園等、草地に類するものとして花畑、市民農園のような野菜畑、採草放牧地等、水辺地に類するものとして湿地帯、蓮田等、岩石地に類するものとして砂丘地等をいう。
- 「これらに隣接している土地」
 - ◇ 樹林地、草地、水辺地、岩石地等の土地と一体となって良好な自然的環境を形成している土地の範囲をいい、それぞれの地域の土地の状況等を勘案してその範囲が決定される。

(3) 基本計画における定義

法や運用指針を踏まえ、基本計画では、都市公園や緑地など広く「みどり」として捉えることとし、各用語については以下のように定め使用することとします。

「みどり」とは

- 樹林地、公園、広場、緑地、草花、緑化施設など広く対象とし、整備、管理、活動、花植え、緑化を“みどりのまちづくり”とします。
 - 公園とは
 - ◇ 都市公園、児童遊園地、公園の名称がつくもの、開発行為により設置された公園を指します。
なお、都市公園とは都市公園法第2条の2に基づく公告を行ったものをいいます。
 - 広場とは
 - ◇ 広場、ポケットパーク、オープンスペース（だれもが立ち入れる場所をいいます）を指します。
 - 緑地とは
 - ◇ 草地、緑地帯、開発行為により設置された緑地を指します。

4. 基本計画の意義と効果

従前、市の公共公益施設整備の際、緑化に関する方針を定めていなかったため、個別の事業で整備、管理、保全が進められてきました。

また、市内のみどりのまちづくりについては、個別ごとに行われ、一体性の確保がされていないため、施策間の連携、一貫性がない状況でした。

この基本計画を定めることで、次のような意義と効果が持たれ、市におけるみどりのまちづくりを総合的に推進することとなります。

① みどりの空間的な総合性の確保

みどりの多様な機能に応じて、骨格となるみどり、特徴あるみどりを場所ごとに応じ適宜配置して行くことで、市内のみどりが空間的に総合性を保ち形成されて行くこととなります。

② 多様な主体性の一体性の確保

望ましいみどりを保全、整備、管理して行くためには、行政ばかりでなく、市民の皆様、民間団体・事業者など多様な主体の協力が必要です。また、行政内部においても公園、道路、河川、建築、その他公共施設、都市計画、企画など関係部局が協力することが必要です。

基本計画を策定することで、民間及び関係行政部局の参加を得てみどりの将来ビジョンを共有し、整備、管理、保全を進め、多様な主体が一体となってみどりの形成を進めることとなります。

③ 施策間の整合性の確保

みどりの保全に関係ある施策には、都市計画の決定、条例の施行、保存樹木の指定などさまざま考えられます。これらの施策が計画的に整合性を持って適用される必要があります。また、これらに加え、例えば開発関連施策において、保全対象の周辺の開発を抑制するような工夫により施策間の連携が確保されることも必要です。また、みどりの創出についても施策の整合性の確保が必要となり、それらの施策の展開に基本計画が活用されていくこととなります。

④ みどりの機能の戦略的配置

みどりには多種多様な種類があり、種類ごとに位置も形態も機能も異なります。例えば、里山は生物の保全、雨水の地下浸透などの機能があり、一方、まちなかの舗装された広場は、人々の休息、イベントの開催などの機能があります。これらの特性ごとに、みどりの役割分担を図り、都市に必要なみどりの機能を、みどり全体で満たしていく必要があります。

また、人口減少、少子超高齢社会に対応するため、コンパクトシティに向けた立地適正化計画、公共施設等総合管理計画と歩調を合わせて、都市公園の整備、管理、統廃合についても戦略的に進めていくこととなります。

⑤ 施策等の一貫性の確保

みどりの形成には長期間の行政施策や民間の活動が必要となります。しかしながら、施策や活動の方針が定まっていなかったり、むやみに変更されたりしては、効率的なみどりの形成は不可能であり、民間の協力も得られなくなります。

人口減少、超高齢社会の到来により厳しい財施運営の状況下でも、長期的にみた一貫性を確保することが必要です。

⑥ みどりのまちづくりへの参加意識や機運の醸成

公共公益施設のみどりだけでなく、都市計画区域内の私有地のみどりについても基本計画は対象としています。

そのため、みどりの基本計画が市のみどりの施策展開をする際の指針となるため、将来像が明らかになることで、みどりのまちづくりの機運を高めて行くことにつながります。

⑦ 重点的、戦略的な事業の推進

都市計画や、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）などを基本計画に位置付けることで、市の重点的なみどりのまちづくりとなり、加えて、市民の皆様や民間団体・事業者等においてもそれぞれの立場で自主的なみどりのまちづくりが積極的に行われることが期待できます。

また、具体的な方策を位置づけることで、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用するなど、みどりのまちづくりの推進に役立てることが出来ます。

⑧ 関連部局での事業促進

基本計画は、関係部局の施設におけるみどりも対象としていることにより、公共公益施設でのみどりのまちづくりの必要性や緑化の意義を示すこととなり、関係部局による自発的なみどりのまちづくりにつながります。

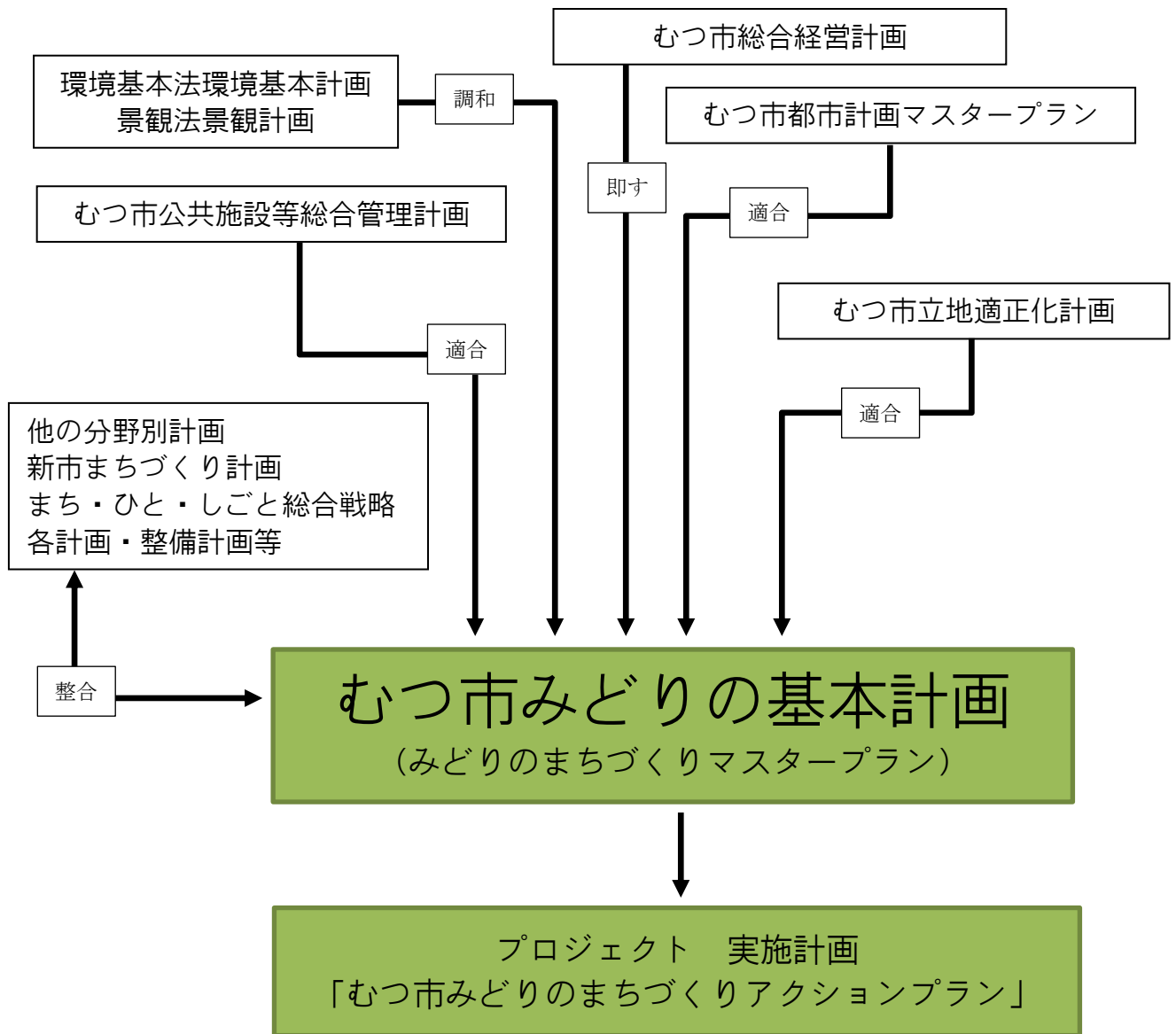
5. みどりのまちづくりアクションプラン

基本計画は計画期間が10年と長期にわたるみどりのまちづくりマスタープランとなるため、個別の都市公園づくりなどのプロジェクトとなるみどりのまちづくりについては、5年スパンとした具体的な行動計画や基本計画を達成するための実施計画となる「むつしみどりのまちづくりアクションプラン」を策定することとします。

むつしみどりのまちづくりアクションプランは、市民の皆様のご意見を踏まえ、随時、見直しを行いながら、基本計画の達成と良好なみどりのまちづくりを進めて行くこととします。



6. 他計画との関連図

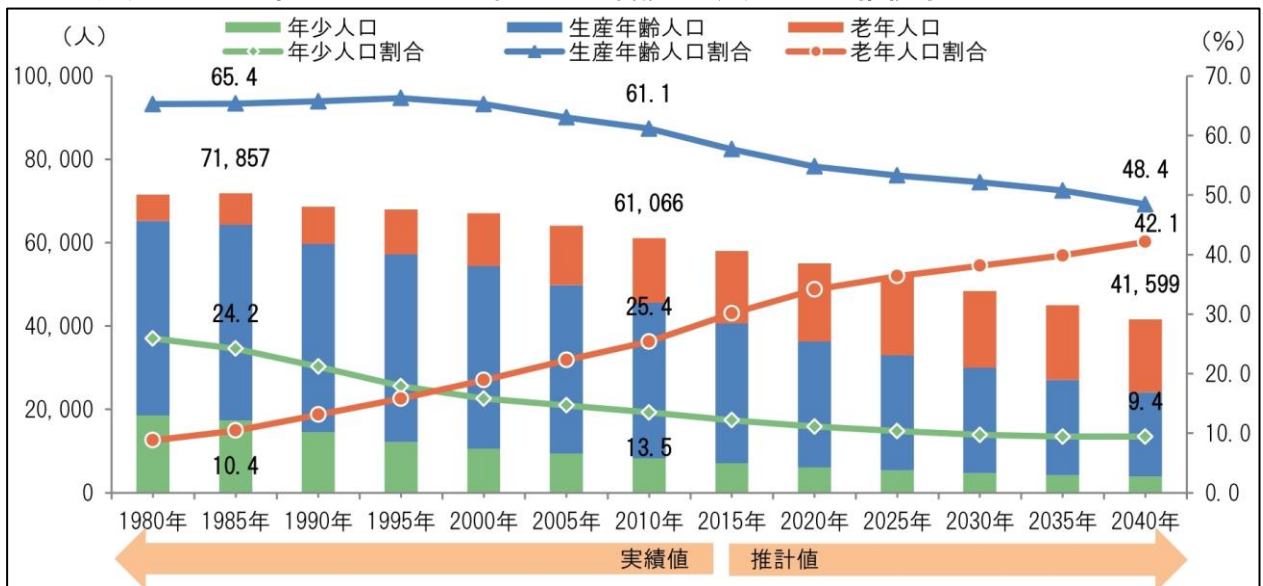


第2章 都市の概況

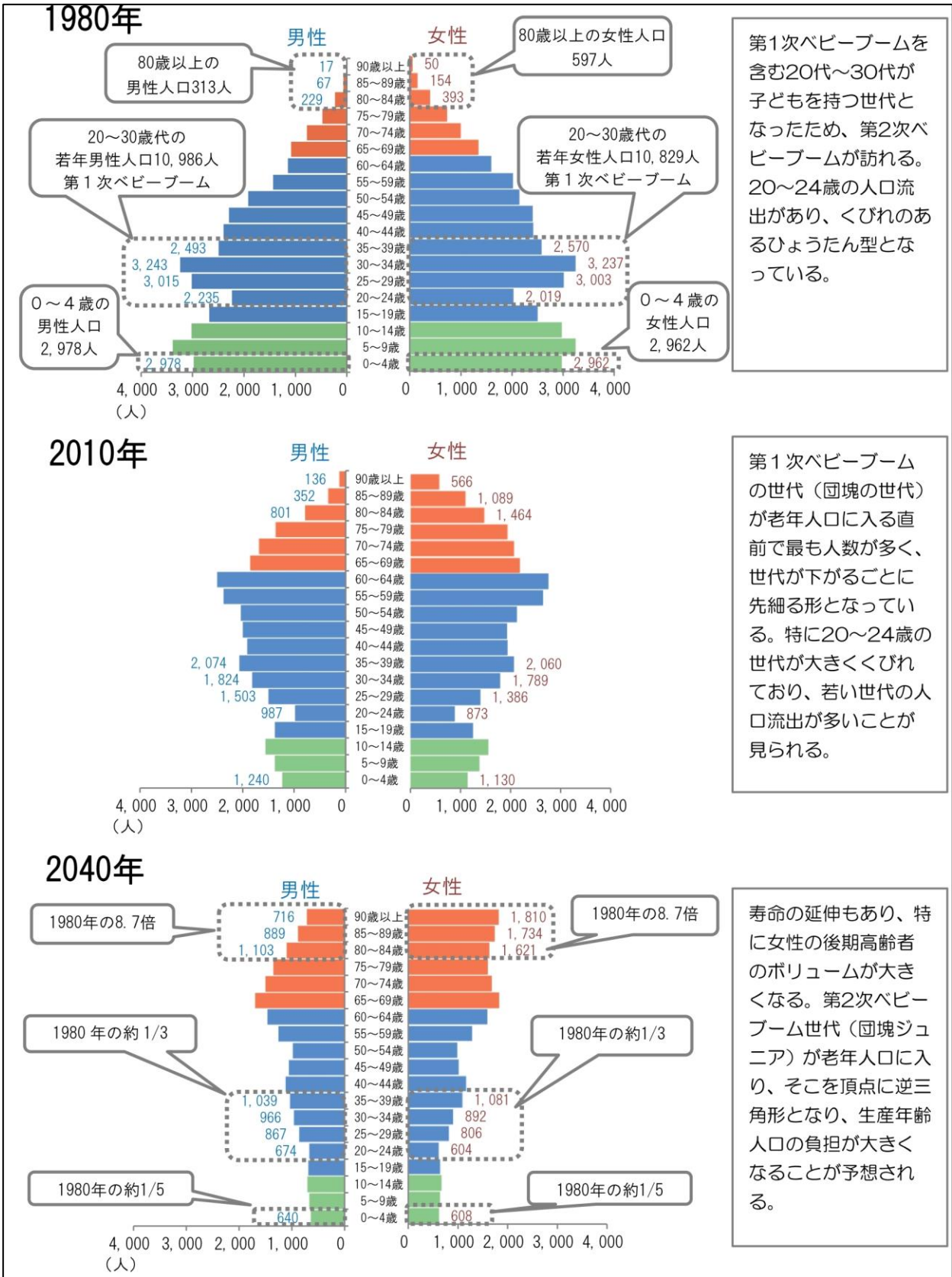
1. むつ市人口ビジョン

むつ市人口ビジョン（2015年9月）では、人口減少、少子化が進み、すでに超高齢社会（高齢化率21%超）であり、今後さらに進行することが予想されています。（図表1）また、人口ピラミッドでは、少子・超高齢社会となることが分かります。（図表2）むつ市人口ビジョンでは、人口減少の下げ幅を低減させることを掲げています。（図表3）

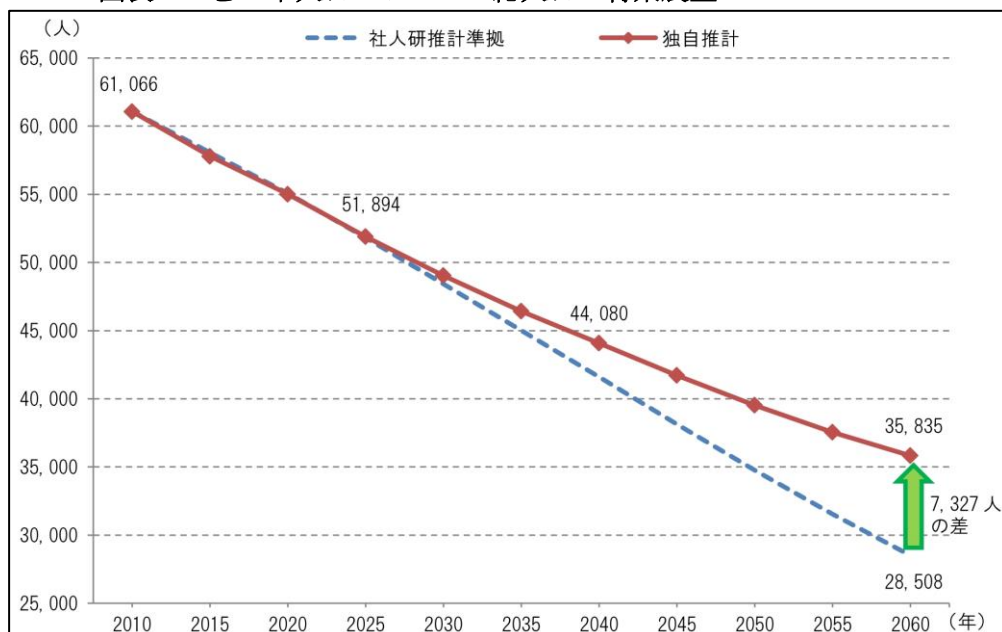
図表1 むつ市人口ビジョン 総人口と年齢3区分別人口の推移等



図表2 むつ市人口ビジョン 人口ピラミッド



図表3 むつ市人口ビジョン 総人口の将来展望



2. 各地区人口動向

(1) 2015年度国勢調査

図表4 むつ市人口と地区別人口

むつ市人口	58,493 人
田名部地区	33,286 人
大湊地区	12,934 人
川内地区	3,906 人
大畑地区	6,844 人
脇野沢地区	1,523 人
都市計画区域内人口	52,892 人
用途地域内人口	35,808 人

(2) 人口予測

各地区の人口予測は次のとおりです。

図表5 各地区人口予測

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
田名部地区	31,206 人	29,723 人	28,099 人	26,414 人	24,666 人
大湊地区	12,063 人	11,335 人	10,602 人	9,856 人	9,101 人
川内地区	3,764 人	3,412 人	3,073 人	2,761 人	2,481 人
大畑地区	6,561 人	6,018 人	5,480 人	4,953 人	4,452 人
脇野沢地区	1,480 人	1,321 人	1,169 人	1,029 人	902 人
むつ市人口	55,074 人	51,809 人	48,423 人	45,013 人	41,062 人

図表5は、国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」(バージョン1.0)を用いた計算結果をむつ市都市政策課が加工作成したものです。

3. むつ市のみどりに係るまちづくりの方針

(1) むつ市総合経営計画

むつ市のまちづくりにおける最上位計画となります。

計画での主要課題の一つに、「安心して住みよいまち・地域の創出」が掲げられています。この中では、パリ協定に基づく地球温暖化対策を進めるためにも、市区域の約85%を占める森林地域をCO₂の吸収源としてしっかりと守り、併せて、海岸を保全することにより1次産業の環境基盤の保全を進めることが必要とされています。

そして、都市経営コストの適正化及びコスト増大につながる市街地拡大の抑制並びに森林保全のために計画的な土地利用を進め、経済活力の向上が図られる都市構造を官民連携のもと実現していくとしたコンパクトシティ構想によるまちづくりをベースに進めることが必要とされています。

また、子育て支援の課題として、少子高齢化による問題には、関連する分野と一体的に施策を展開する必要があるとされ、子育て環境の充実は、地域の総合力を向上させるとされています。

(2) むつ市都市公園条例

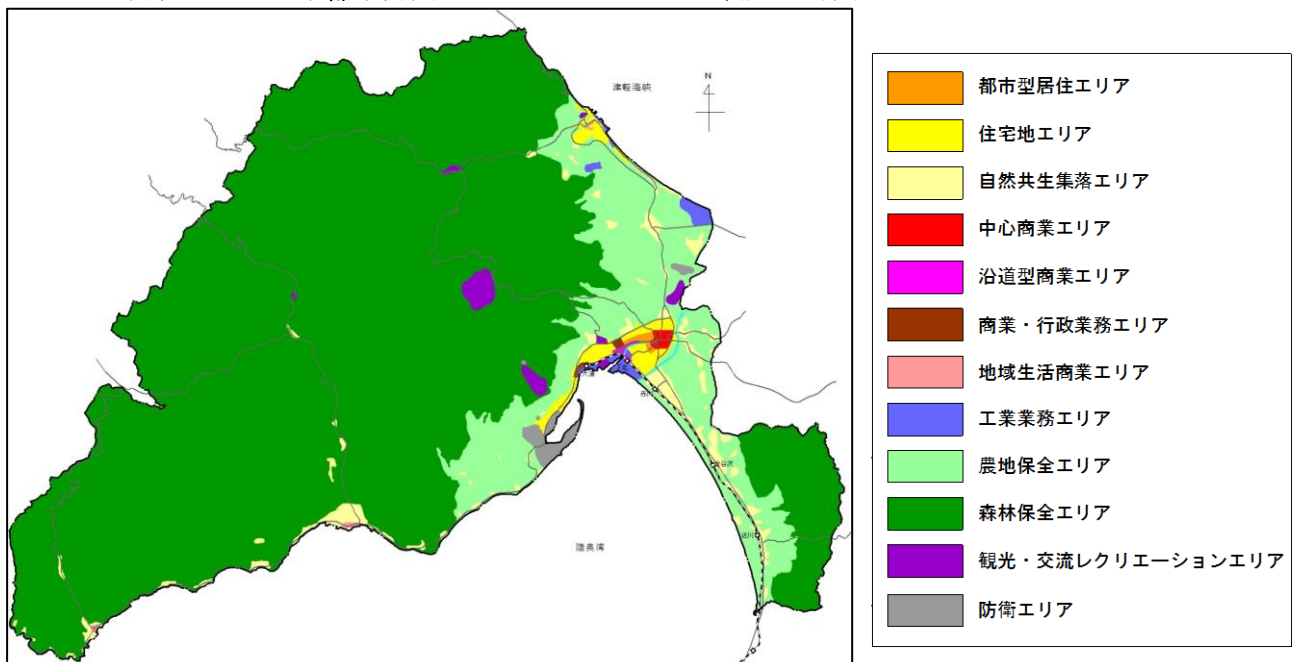
むつ市都市公園条例第2条では、都市公園について、むつ都市計画区域内の公園の1人当たりの敷地面積の標準は、13㎡以上とし、市街地（用途地域）の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、15㎡以上とするとされています。

(3) むつ市都市計画マスタープラン

むつ市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」となります。

都市計画マスタープランでは、図表6のとおり土地利用の方針を定めています。

図表6 むつ市都市計画マスタープラン 土地利用方針図



都市施設整備の方針（公園・緑地）は、図表7のとおりです。

図表7 都市施設整備の方針（公園・緑地）

	対象	整備・保全等の方針
1) 都市基幹公園	運動公園	■むつ運動公園、大畑中央公園は市民の健康保持、体力づくりのためのスポーツ・レクリエーション活動の場として、維持に努めます。
2) 住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園	■代官山公園は田名部まちなか都市再生整備計画として整備・改善を図ります。 ■水源池公園、金谷公園はレクリエーションの中心的な役割を担う公園であることから、公園の整備、レクリエーション機能の充実に努めます。 ■住宅系市街地においては、緑の基本計画の策定により都市経営コストの低減を踏まえながら良好な公園環境の構築を図ります。
3) その他の公園・緑地	集落地等に位置する公園	■集落地などの公園・緑地は、緑の基本計画の策定により都市経営コストの低減を踏まえながら良好な公園環境の構築を図ります。 ■早掛沼公園は、市民の憩いの場となっていることから、公園機能の維持、保全に努めます。

また、都市環境形成の方針は、図表8のとおりです。

図表8 都市環境形成の方針

	整備・保全等の方針
1) 自然環境の保全	■森林保全エリアを中心とした自然環境は、本市の財産であるとともに、市街地からの良好な風景を醸し出していることから、自然環境及び自然景観の保全・再生を図ります。 ■市街地に散在する樹林地はやすらぎのある市街地景観の一翼を担う貴重な自然であり、維持、保全に努めます。 ■ジオサイト周辺は景観の保全を図ります。
2) 農地の保全	■市街地周辺の水田などの農地は、農業振興を促進するとともに、生活環境との調和を図り、営農環境及び田園地域の環境の保全・再生を図ります。

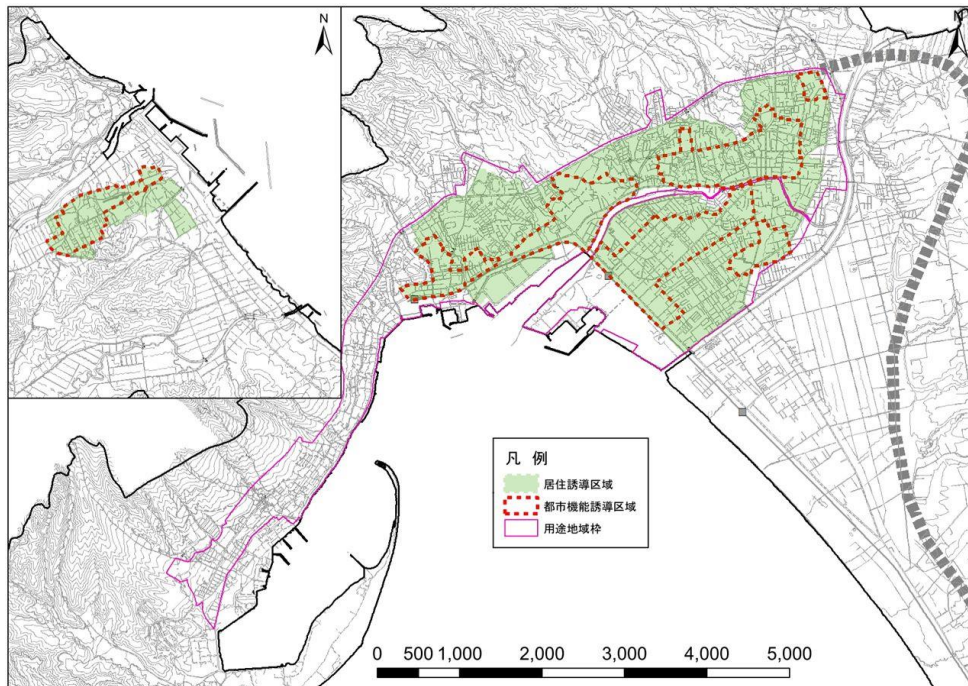
(4) むつ市立地適正化計画

人口減少、超高齢社会の中でも、公共交通、インフラ整備、公共施設の配置、そして土地利用などの適正化を図りながら、安定した都市運営のもと、安全安心で暮らしやすいまちとしつつ、誇りを持ち愛と希望が輝き未来に向かうまちへと進化させることが重要です。そのために、積極的に制度の活用や都市計画の取組みを進め、まちづくりの土台を構築する必要があるため、コンパクトシティ（図表10）を基本としたむつ市都市計画マスタープラン特別版となる都市再生特別措置法に基づく“むつ市立地適正化計画”（2017年2月）を策定しています。

人口密度を維持する地区として設定された居住誘導区域について、誘導のための都市政策を展開していかなければなりません。

また、立地適正化計画第8章「実現化に向けて」では、取組み方針に、都市公園については、都市機能誘導区域及び隣接する箇所において、公園施設等の機能の維持向上により区域の優位性を高め、区域外については、維持管理費の低減に努めるとされ、都市公園等の配置・公園施設・役割について緑の基本計画の策定に取り組むこととしています。

図表 9 むつ市立地適正化計画 都市機能誘導区域・居住誘導区域

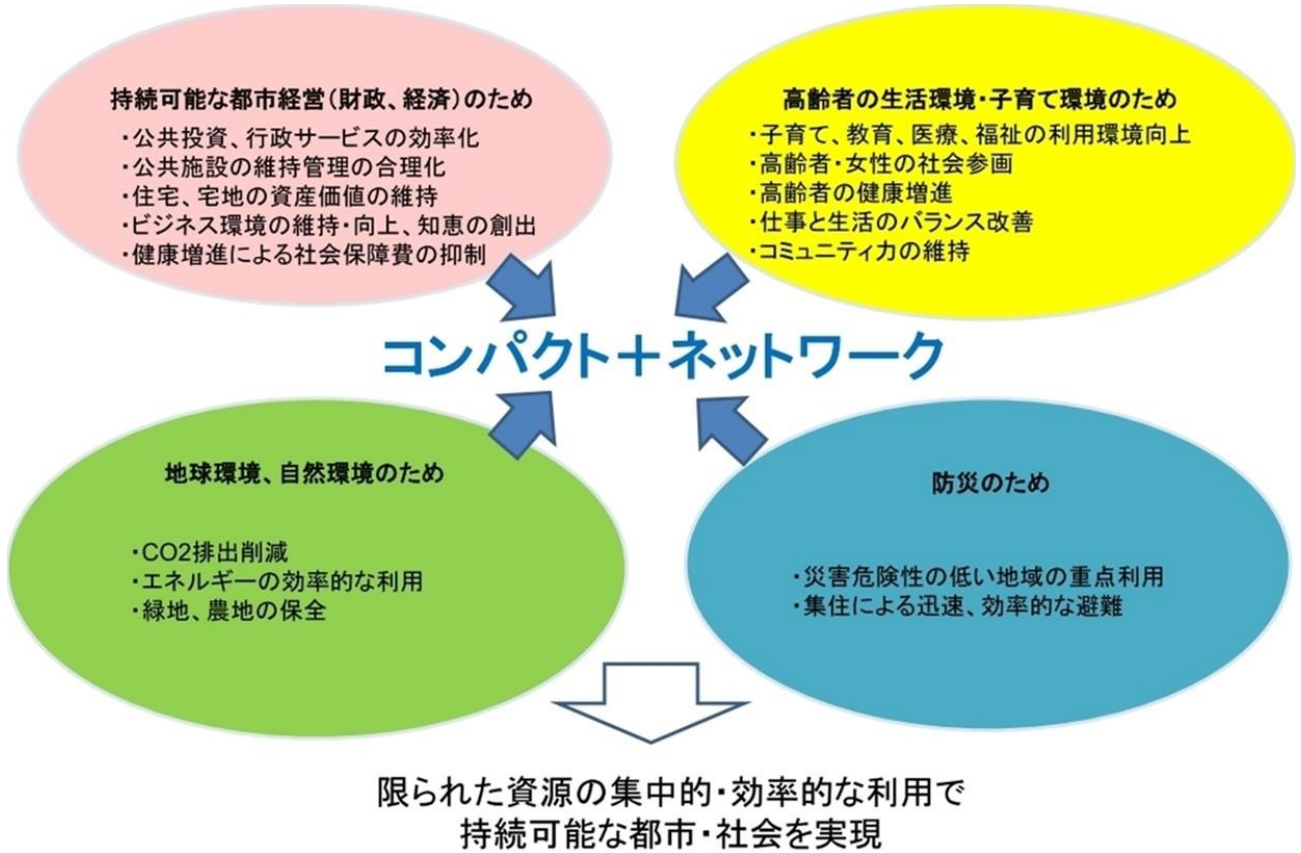


むつ市立地適正化計画【目指すべき都市像】

- **安心して暮らしやすいまち**
 - 生活利便性が確保された機能的なコンパクトなまち
 - 土砂災害・津波災害に襲われないまち
 - 都市の維持管理がしっかりとされるまち
 - 無秩序な都市的土地利用の拡大の抑制
 - 都市拠点と広域圏が一体となったネットワーク型の都市構造の形成
- **ひかりのアゲハが輝き続けるまち**
 - 都市機能の集積と人口密度の維持及びアゲハの形の保全により、輝きを保つ

コンパクトシティの考え方について

図表 10 コンパクトシティとは (国土交通省資料)



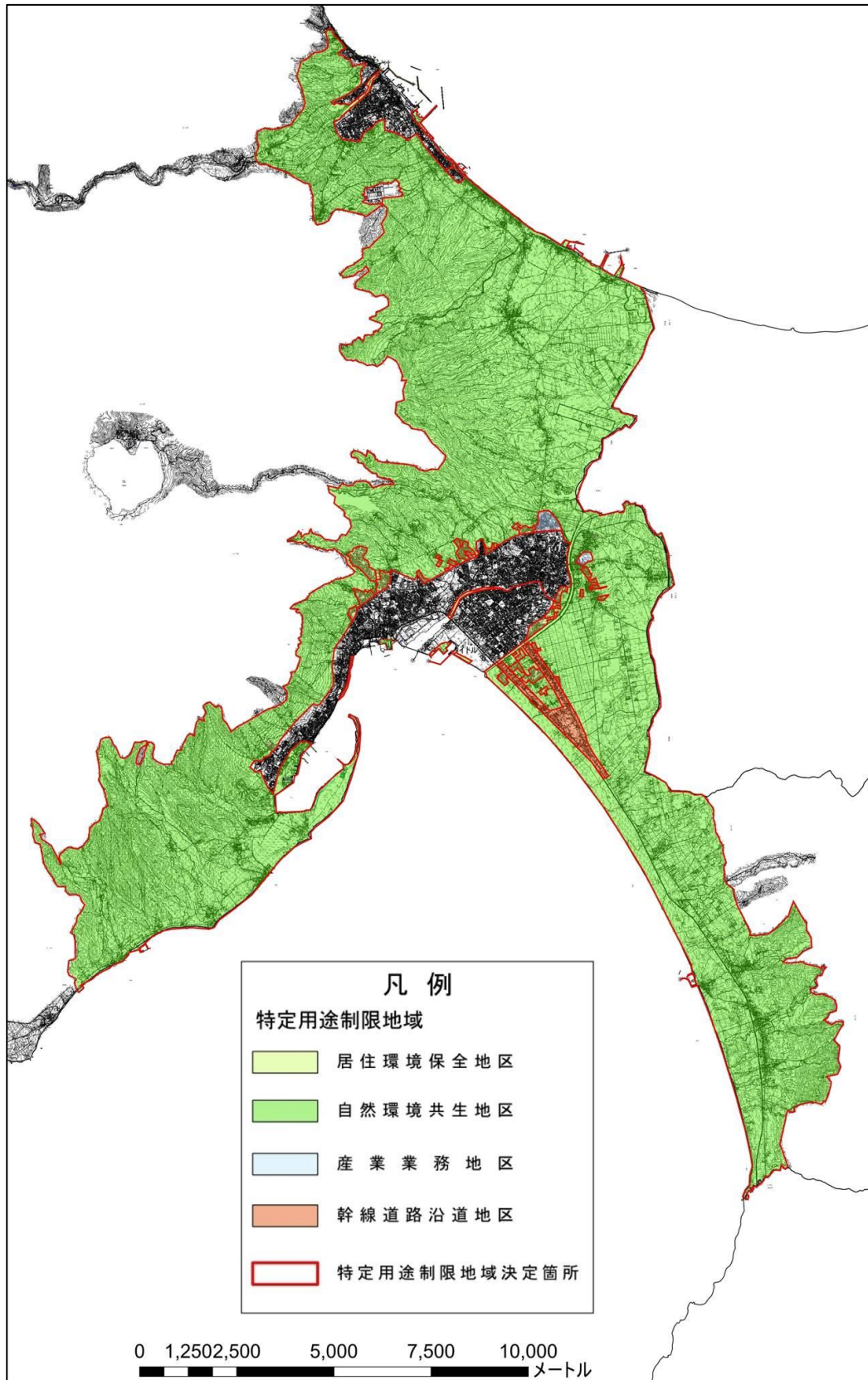
(5) 市街地拡大の抑制

むつ市では、むつ都市計画特定用途制限地域（図表 12）をむつ都市計画区域での用途地域指定区域以外の全域に指定し、特定の建築物等の立地制限により（図表 11）住環境の保全、市街地拡大を抑制するとして都市計画を設定しています。

図表 11 むつ都市計画特定用途制限地域の制限すべき建築物等

種類	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
居住環境保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 150 m²を超える店舗、飲食店等 ・ 床面積が 150 m²を超える事務所 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッテイング練習場等 ・ カラオケボックス等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等 ・ 床面積が 15 m²を超える畜舎 ・ 倉庫業倉庫 ・ 工場
自然環境共生地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 500 m²を超える店舗、飲食店等 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッテイング練習場等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等
産業業務地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 1,500 m²を超える店舗、飲食店等 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッテイング練習場等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等
幹線道路沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積が 3,000 m²を超える店舗、飲食店等 ・ ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッテイング練習場等 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・ キャバレー等

図表 12 むつ都市計画特定用途制限地域

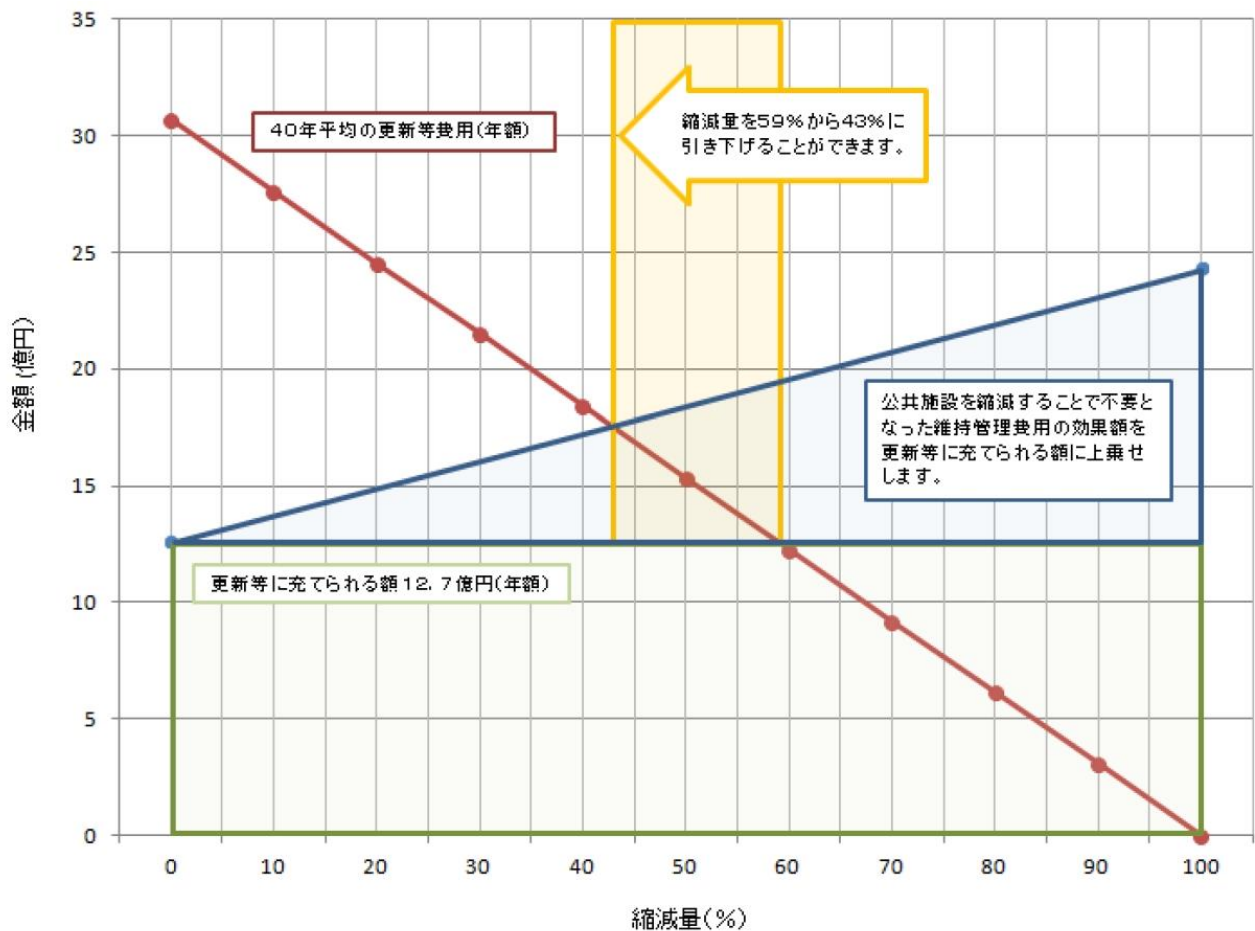


(6) むつ市公共施設等総合管理計画

長期的な視点を持って公共施設や道路等の更新(建替え)、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、公共施設の適切な配置などにより財政負担を軽減し、次世代に負担を残さない最適な公共サービスの実現を目指すため、むつ市公共施設等総合管理計画を定めています。

この計画では、40年間で、むつ市が所有する公共施設の43%を縮減することを目標に定めています。(図表13)

図表 13 むつ市公共施設等総合管理計画
公共施設の総量の縮減に対する更新費用の見込み



(7) 財政収入の見通し

2016年8月に示されたむつ市財政中期見通し(図表14)では、緊急健全化対策が公表されています。

財政状況を踏まえると、すべての公園の高度化、様々なニーズへの対応は難しい状況にあり、財政制約の中で満足し魅力ある公園づくりを進めて行く必要があります。

図表 14 むつ市財政中期見通し

(単位：百万円)

区 分		H28 当初予算	H28 見込	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込	
歳 入	市 税	a1	5,713	5,713	5,713	5,613	5,603	5,583
	地方交付税等	a2	11,780	12,200	12,020	12,000	11,680	11,518
	普通交付税		9,400	9,803	9,623	9,603	9,283	9,121
	特別交付税		1,500	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	臨時財政対策債		880	847	847	847	847	847
	国・県支出金	a3	8,527	8,527	8,368	8,327	8,327	8,327
	うち電源立地地域対策交付金		1,922	1,922	1,763	1,722	1,722	1,722
	市債(臨時財政対策債を除く。)	a4	2,817	2,817	2,397	3,675	2,783	1,194
	そ の 他	a5	4,077	4,077	3,956	3,395	3,435	3,555
	計 A	A (a1~a5)	32,914	33,334	32,454	33,010	31,828	30,177
歳 出	人 件 費	b1	4,178	4,178	4,318	4,318	4,318	4,318
	扶 助 費	b2	7,017	7,017	7,067	7,117	7,167	7,217
	公 債 費	b3	3,861	3,861	3,319	3,305	3,391	3,313
	物 件 費	b4	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511	3,511
	補 助 費 等	b5	6,792	7,092	7,092	7,092	7,092	7,092
	普通建設事業費	b6	2,583	2,583	2,713	3,844	3,483	1,823
	そ の 他	b7	4,972	5,302	5,156	4,424	3,916	4,036
	不 用 額	b8		△450	△450	△450	△450	△450
計 B	B (b1~b8)	32,914	33,094	32,726	33,161	32,428	30,860	
歳入歳出差引	C (A-B)	0	240	△272	△151	△600	△683	
収支見込み(累積)		468	708	436	285	△315	△998	

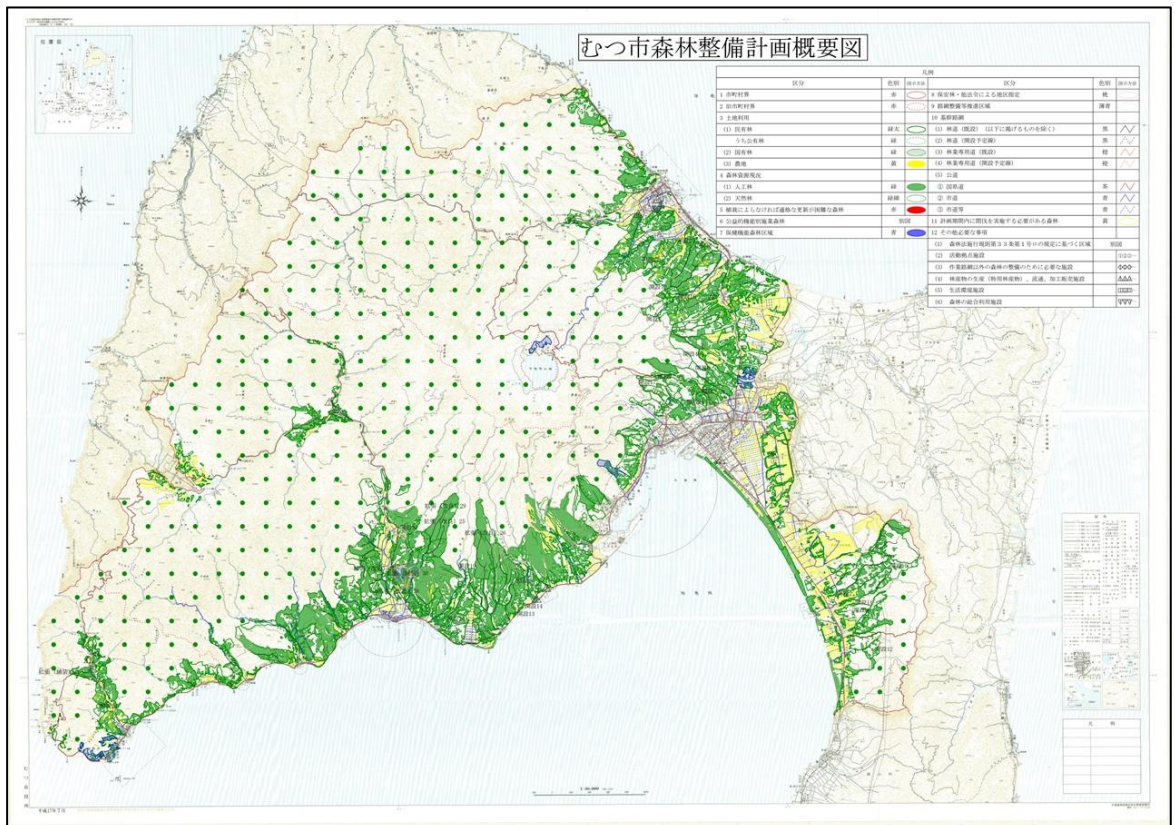
1 H27実質収支

(8) 目指すべき森林資源の姿

むつ市森林整備計画（むつ市農林畜産振興課で閲覧）では、「森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに自然環境の変化も考慮しつつ、森林の保全による健全な森林資源の維持造成や森林の適正な森林施業による継続性の保たれた木材生産を推進します。」とされています。

このことから、森林地域については、下北地域森林整備計画及びむつ市森林整備計画に基づき保全していくことが必要となります。

図表 15 むつ市森林整備計画概要図



4. 花と木、みどりの活動

(1) むつ市の花と木

むつ市の花「はまなす」

- ▶ ハマナスはバラ科バラ属の落葉低木で、海岸線に力強く根を張り、夏にピンクや赤の色鮮やかで美しい花を咲かせるとともに、香りも良い特徴的な花です。お盆には実に糸を通し数珠状にして飾られるなど、古くから地域の生活に溶け込み、市民の皆様に親しまれています。また、ハマナスのもつ可憐なイメージは、観光面などにおいて対外的なPR効果が期待されます。



むつ市の木「ひば」

- ▶ ヒバはヒノキ科アスナロ属の常緑針葉樹で、青森ヒバとして、木曽ヒノキ、秋田スギと共に日本三大美林に数えられます。ヒバ材は、その高級感や材質の素晴らしさなどから、全国的に知名度が高く、古くは江戸時代から重要な資源として地域の発展に大きく寄与しているなど、地域との深く永い関わりのなかで、市民の皆様に親しまれ、愛着を持たれています。



(2) みどりのさきもり館

2013年7月に開館した北の防人大湊エリアの水源池公園内にある施設です。

水源池公園の管理棟であり、学習活動、交流、集会、憩いの場であると共に、育苗や植樹等の体験活動を通じて、みどりのまちづくりを支援する活動拠点となります。



(3) 花とみどりのまちづくり

① オープンスペースへの草花の自主的な植栽

道路沿道、花壇スペース、植樹マスに、周辺住民の自主的な花植え活動が行われ、みどりによって良好な街並みづくりにつながっています。

② 花植えボランティア

下北駅前広場、金谷公園、水源池公園では、ボランティアの皆様と市が毎年、花壇に花植えを行っています。



③ 森林の保護

行政区域の約85%が森林地域となっているむつ市では、総合経営計画に森林の持つ国土保全、水源涵養、保健文化機能など、公益的な機能の充実を図るとともに、計画的な保育・間伐事業を実施し、効率的な森林施業を進めるとされています。

④ 桜満開プロジェクト

早掛沼公園、水源池公園、大畑来さまい桜ロード、むつ運動公園などのふるさとを象徴する主要な桜の名所では、近年、桜の開花状況が悪化しています。

そのため害鳥対策や施肥を行うことで、満開の桜の下でお花見を楽しみ、心に残るふるさとの桜を取り戻すプロジェクトを実施しています。



⑤ 花とみどりの講習会

みどりのさきもり館で開催されている花とみどりの講習会は、園芸に関する知識や技術を習得し、自宅やまちにおいてみどりのまちづくりを進める活動です。



⑥ むつ市花のまちづくり ～ノカンゾウ～

2015年からの取組みで、むつ市花のまちづくり実行委員会（事務局：下北地域県民局地域整備部）のもと、行政、学校、企業、地域が一体となって、地域の世代間交流を図るとともに、地域のシンボルとなる場所づくりを進めています。

また育ったノカンゾウは、釜臥山スキー場の第2リフト降り場付近に移植し、スキー場の冬季期間以外での新たなみどりの創出を図ることとしています。



⑦ アジサイの挿し木

みどりのさきもり館では、2013年から国際ソロプチミストむつの皆様と共に、アジサイを挿し木により増やし、翌年、水源池公園に植樹することで、桜以外にもアジサイの咲く公園として新たな魅力の向上を図るための取組みを行っています。



⑧ 校外学習 花植え体験

みどりのさきもり館では、市内外の子どもたちが花植えの体験学習を行っています。

また、金谷公園では、緑の少年団、国際ソロプチミストむつ、ライオンズクラブ、様々な民間団体の皆様により、ボランティアで花壇への花植えや植樹活動が行われています。



5. 自然・地形の状況

(1) 位置

当市は、本州最北の市として、青森県の北部を形成する下北半島の中央部に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道を臨み、東は下北郡東通村に接し、南は波静かな陸奥湾を抱き上北郡横浜町に接し、西は平館海峡に面し、下北半島の要衝としての役割を担っています。

面積は、東西約 55 k m、南北約 35 k m にわたり、863.78 k m²で市としては、県内最大の面積を有しています。



(2) 地勢

下北地域は、青森県の東北部に斧状にのびる下北半島の頭部にむつ市を中心に東通村、風間浦村、大間町、佐井村の1市1町3村が位置し、半島頸部で上北郡横浜町と接しています。下北半島の東部と西部は、地形的に異なった様相を示し、東部は低い丘陵、台地のなだらかな地形に対して、西部は起伏の多い壮年期の浸食山地と火山山地の地形を形成していることから、むつ市の地形は、山地・火山地・丘陵地・台地・低地とに区分できます。

①地形及び地質

ア 山地

山地は、むつ市西部に広くみられ、日本の奥羽山脈・脊梁山脈の延長と考えることができ、下北半島のマサカリの刃の形をした地域の広い面積を占めています。

川内ダムより北側の嵜倉山一帯及び川内川支流の半太郎沢上流は長浜層といわれる粘板岩・チャート・砂岩などが分布し、西部山地で最も古く、基盤岩を形成しています。山地はこの地層を基盤に、標高 600m から 700m の起伏に富む山地が広く分布しており、さらに西方では、平館海峡に面して急傾斜の海崖をなしています。

かわうち湖に流下する四家戸川、縫道川、男川支流の滑川、荒川越沢の上流域、脇野沢川支流、下滝山沢流域には、緑灰～暗緑灰色をなす塊状の普通輝石・シソ輝石安山岩が分布しています。

西部山地にもっとも広く分布している凝灰岩類（桧川層）は、川内町蛸崎の男川、桧川の上流域、東又沢、川内川、宿野部川及び脇野沢川流域に分布しており、灰色～緑色を呈する塊状の凝灰岩で軽石・火山礫などを含んでいます。

安山岩質集塊岩は脇野沢川下～中流一帯に分布する脇野沢安山岩類で凝灰角礫岩、デイサイト凝灰角礫岩も含み、川内川西岸にも分布がみられ、いずれも第3紀中新世の火山性岩石となります。

イ 火山地

下北西部山地の東側には、恐山火山、燧岳火山及び於法岳の火山地が山地に接して分布しています。

大起伏火山地（600m以上）、中起伏火山地（400mから600m）、小起伏火山地（200mから400m）、火山麓地（200m以下）に区分することができます。

ウ 丘陵地

丘陵地は、起伏量100mから200mの非火山性で、脇野沢瀬野、川内町宿野部、桧川付近の陸奥湾側に分布がみられます。

陸奥湾側の脇野沢丘陵は、海岸沿いに分布する海岸丘陵とその北部の山地との間に東西に広がる標高100から300mの丘陵地となっています。この丘陵地を刻んで口広川、宿野部川、桧川などの小河川が陸奥湾に注いでいます。この丘陵地は、第三期の軽石質凝灰岩・デイサイト・流紋岩などからなります。

エ 台地

本地域の台地は、標高20から70mで、中位のローム台地となっています。

東部は山地、丘陵地に続く台地、西部は恐山火山山麓に続き、低地周辺、津軽海峡や陸奥湾に面した海崖をなす台地であり、大畑台地、田名部台地、大湊台地などと呼ばれています。

オ 低地

半島の西部山地と東部山地の間には、もっとも広い田名部低地があります。陸奥湾側には大湊低地、永下川低地、川内川低地、津軽海峡側には大畑川低地、正津川低地、出戸川低地があり、いずれも河川による開析谷が埋積されてできた谷底平野、河川下流～河口付近の三角州、砂州などからなります。

カ その他

恐山及び宇曾利山湖周辺は、火口原とした外輪山の内側にある火山碎屑物や湖底堆積物などからなる平地となっています。

②河川

市内を流れる河川は、すべて前項で述べた火山地域と台地地域に源を発しています。火山地域においては、斜面がそのまま海に落ち込む大湊地区に数多くの小河川があり、斜面が緩やかになる中西部に比較的大きな流域を有する河川が流下しています。これらの河川は、勾配が急で河床や河岸の侵食が見られます。

田名部低地帯を流れる田名部川流域は、青平川ほか数多くの支流を抱え、田名部台地地域及び東通村の山間部に源を発し、25kmにわたって流下したのちに陸奥湾に注いでいます。

西部では、主に野平や湯野川を源とする川内川や、脇野沢川、戸沢川、桧川、宿野部川、男川の他小河川が陸奥湾に注いでいます。

また、北部では、荒沢山を源とし、水量が豊富な大畑川、宇曾利山湖から流れる正津川があり、津軽海峡に注いでいます。

③湖沼

湖沼としては、下北半島国定公園の中心となる霊場恐山の象徴とも言える宇曾利山湖、川内ダムの貯水湖としてのかわうち湖があり、そして憩いの場として市民の皆様に広く親しまれている早掛沼公園の早掛沼が挙げられます。

宇曾利山湖は、カルデラ湖であり、海拔 214m に位置し、面積約 252 k m²、水深約 15m となっています。

農業用水確保のための溜池は、早掛沼のほかに各地区に存在しています。

④海岸

美付から正津川、上野、木野部、赤川村に至る（津軽海峡に接する）北部砂浜海岸と、中野沢、浜奥内から大平、角違、川内、蛸崎、脇野沢に至る南から南西部にかける陸奥湾、そして、鯛島から九艘泊を経て武士泊に至る平館海峡と三方海に囲まれています。

(3) 気候と気温

本市は、四季のはっきりとした気候で、夏季は短く温暖で湿度が少なく、比較的過ごしやすい、冬季は降雪期間が長く、積雪が最大となる 2 月中旬には平野部で約 70 cm の積雪となります。

図表 16 むつ市の気象状況（データむつ 2015）

年	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	降水量合計	日照時間合計	降雪合計	最深積雪	雪日数
単位	℃	℃	℃	%	mm	時間	cm	cm	日
昭和 47	10.0	32.4	-12.1	75	1379.5	2097.3	224	40	89
48	9.8	32.6	-10.8	76	1310.5	1872.4	281	27	88
49	8.7	32.6	-12.5	75	1154.0	1773.9	428	56	116
50	9.3	33.7	-15.7	77	1466.0	2008.4	509	110	109
51	8.8	33.3	-15.8	73	1049.0	2011.3	284	50	105
52	8.9	33.1	-18.7	75	1396.0	1803.3	565	170	112
53	9.5	33.4	-17.9	74	1173.0	1902.3	471	84	110
54	9.5	31.1	-11.7	76	1393.0	1998.0	348	65	90
55	8.7	28.9	-16.3	77	1331.5	1820.1	411	68	103
56	8.7	33.2	-15.2	78	1642.5	1832.6	545	97	×
57	9.3	29.7	-15.0	79	1298.0	2159.2	438	73	98
58	8.7	32.3	-13.5	79	1233.5	2027.5	449	94	89
59	8.0	31.8	-22.4	80	981.0	1987.4	782	122	116
60	9.1	34.1	-19.4	77	1285.0	1962.0	503	113	101
61	8.3	32.0	-19.2	77	1102.5	1818.4	532	91	114
62	9.1	30.3	-13.9	77	1247.0	1792.4	367	61	103
63	8.7	32.3	-16.8	76	1243.5	1416.2	396	52	102
平成元	10.3	32.9	-11.3	74	1238.5	1721.3	248	35	74
2	11.0	31.1	-13.4	75	1667.5	1693.0	236	57	73
3	10.1	30.3	-16.4	74	1252.5	1623.8	289	40	81
4	9.6	29.7	-8.3	77	1228.5	1532.0	308	39	×
5	9.1	31.1	-10.6	76	1384.5	1516.6	389	78	87
6	10.3	34.2	-12.4	75	1205.5	1768.5	345	58	96

7	9.9	31.9	-15.6	77	1185.0	1634.0	386	58	86
8	8.9	30.9	-12.2	76	1205.5	1470.2	397	68	102
9	10.0	33.4	-8.9	76	1288.5	1519.0	315	63	97
10	9.6	29.8	-15.3	79	1730.0	1394.5	331	70	×
11	10.0	33.2	-13.7	79	1433.0	1647.7	579	71	117
12	9.9	33.5	-14.4	76	1336.0	1568.7	568	51	114
13	8.9	30.2	-17.6	73	1335.5	1502.9	508	92	112
14	9.6	30.3	-12.2	73	1422.0	1577.1	438	49	93
15	9.2	29.4	-11.5	78	1274.0	1443.0	472	54	111
16	10.4	32.6	-11.3	76	1545.0	1650.8	581	79	97
17	9.4	31.6	-14.0	78	1377.0	1555.6	496	71	108
18	9.4	33.1	-12.4	79	1366.0	1551.9	455	73	110
19	10.1	33.4	-7.9	78	1449.0	1614.7	167	19	91
20	9.8	29.6	-12.2	79	979.0	1512.9	267	21	97
21	9.8	29.3	-9.5	79	1629.5	1599.7	311	30	94
22	10.2	34.5	-15.2	80	1695.5	1431.4	529	74	110
23	10.5	32.6	-12.0	79	1250.5	1536.1	457	70	101
24	9.7	34.7	-17.8	78	1134.0	1514.5	582	108	132
25	9.7	32.7	-15.0	77	1351.0	1491.3	371	77	144
26	9.7	32.0	-16.6	76	1310.0	1814.5	399	76	130

注)「×」は資料なし(欠測)

図表 17 2015年 月ごとの値(データむつ2015)

月	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	降水量合計	日照時間合計	降雪合計	最深積雪	雪日数
単位	℃	℃	℃	%	mm	時間	cm	cm	日
1月	-2.0	8.7	-16.6	72	128.0	75.0	141	57	31
2月	-1.9	7.4	-14.2	71	76.5	106.7	92	76	27
3月	1.4	15.9	-9.8	71	132.5	162.0	109	64	25
4月	7.7	23.1	-3.6	59	16.5	271.5	-	-	6
5月	13.8	28.4	4.7	71	66.0	231.8	-	-	0
6月	16.7	26.8	8.8	87	146.0	159.1	-	-	0
7月	21.7	31.2	13.3	83	31.5	186.7	-	-	0
8月	22.0	32.0	11.0	88	305.5	99.5	-	-	0
9月	18.0	27.5	7.6	81	50.5	179.6	-	-	0
10月	11.6	22.4	-0.4	78	132.0	183.8	-	-	0
11月	7.4	18.4	-3.1	75	67.5	103.9	5	4	11
12月	0.2	13.6	-11.1	76	157.5	54.9	161	64	29

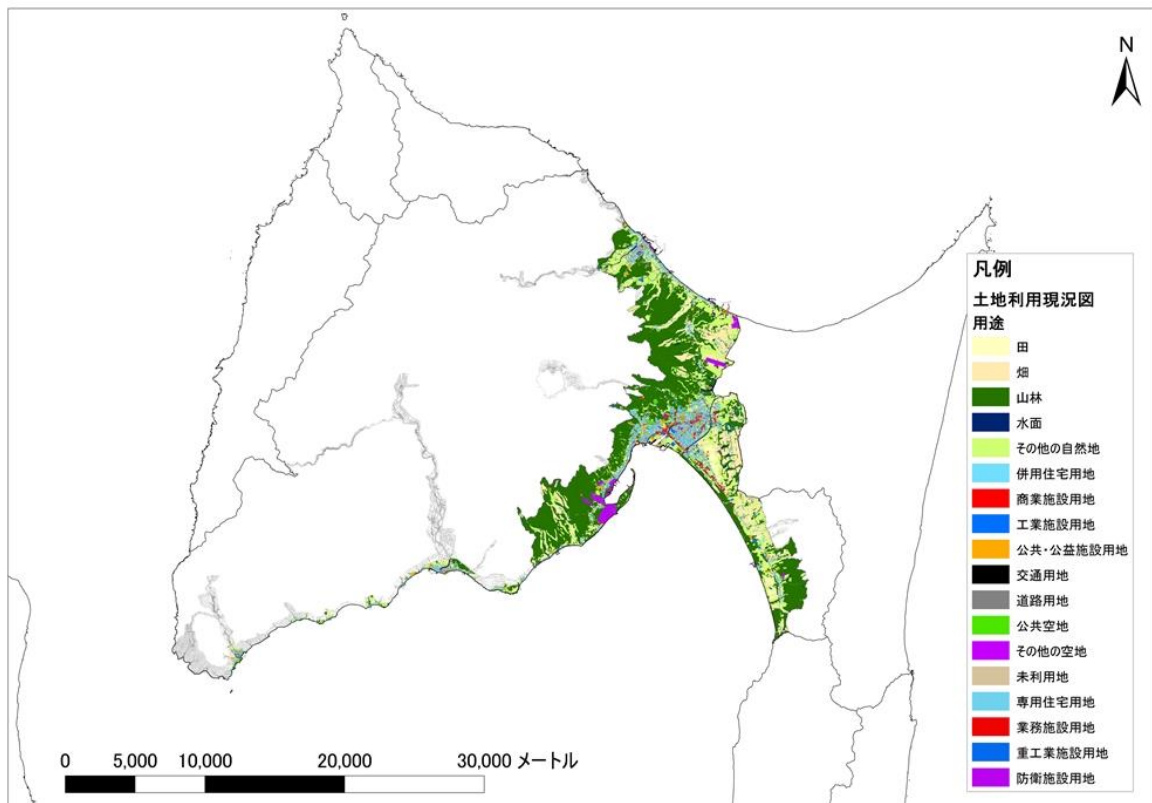
注)「×」は資料なし(欠測)、「-」は現象なし

6. 市街地の状況

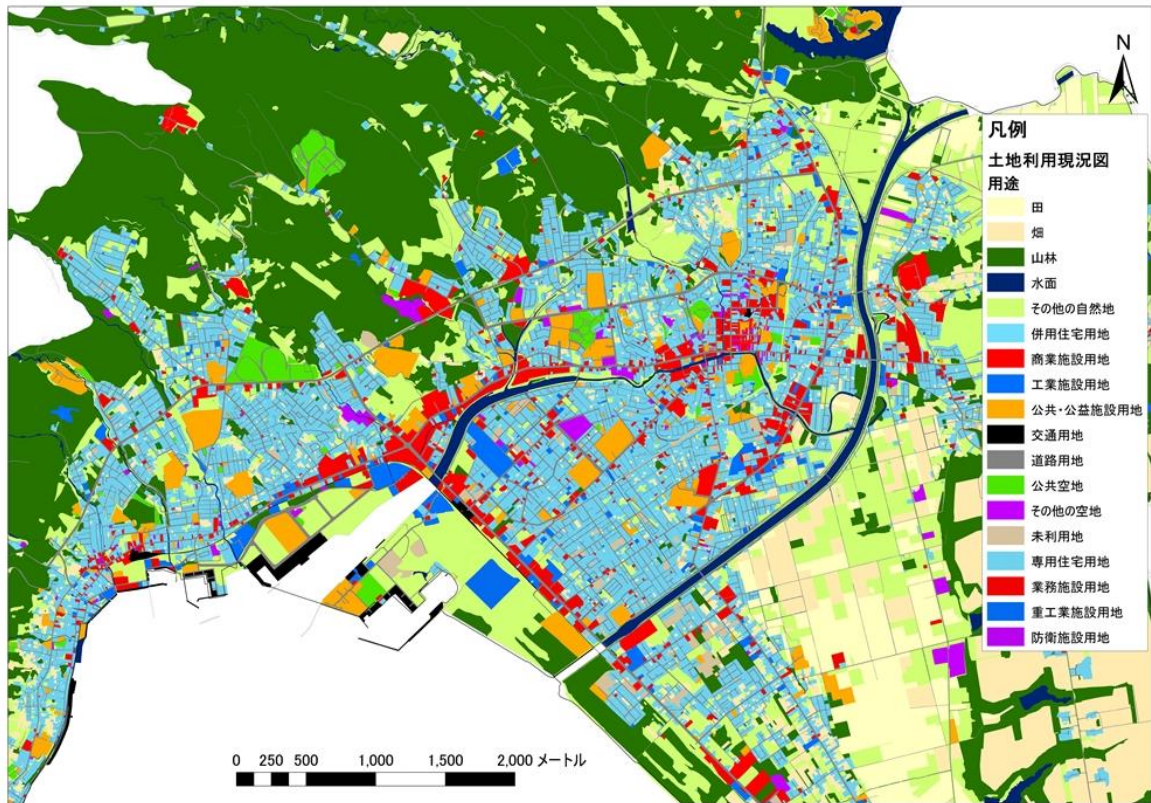
むつ都市計画区域および川内・脇野沢庁舎周辺での市街地における土地利用の状況は次のとおりとなっています。状況としては、併用住宅用地（水色）が多くを占めています。また、併用住宅用地を取り囲むように、みどり（田、畑、山林、公園・緑地、その他自然地）となっていることが、土地利用現況図からわかります。

都市計画区域面積約 15,823 ヘクタールのうち、みどり（田、畑、山林、公園・緑地、その他自然地）の面積が約 12,495 ヘクタールで、約 79% 占めている状況です。

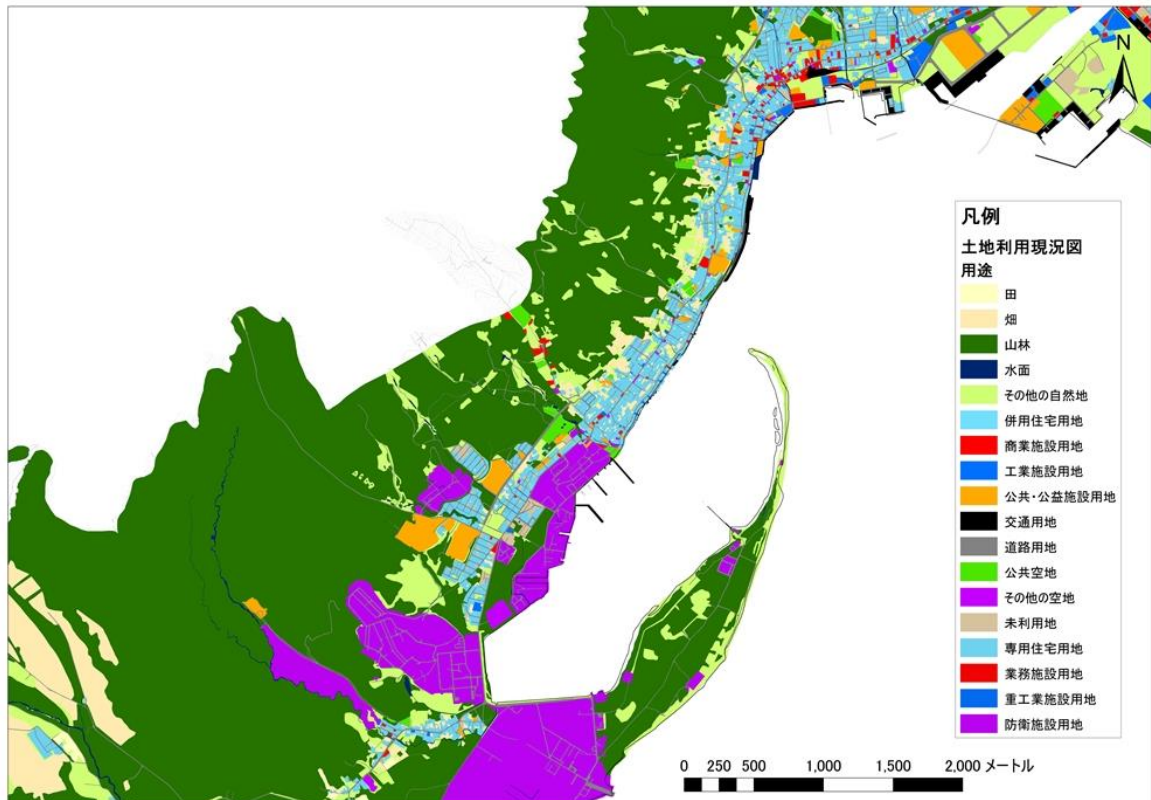
図表 18 土地利用現況図（平成 25 年度むつ市都市計画基礎調査）



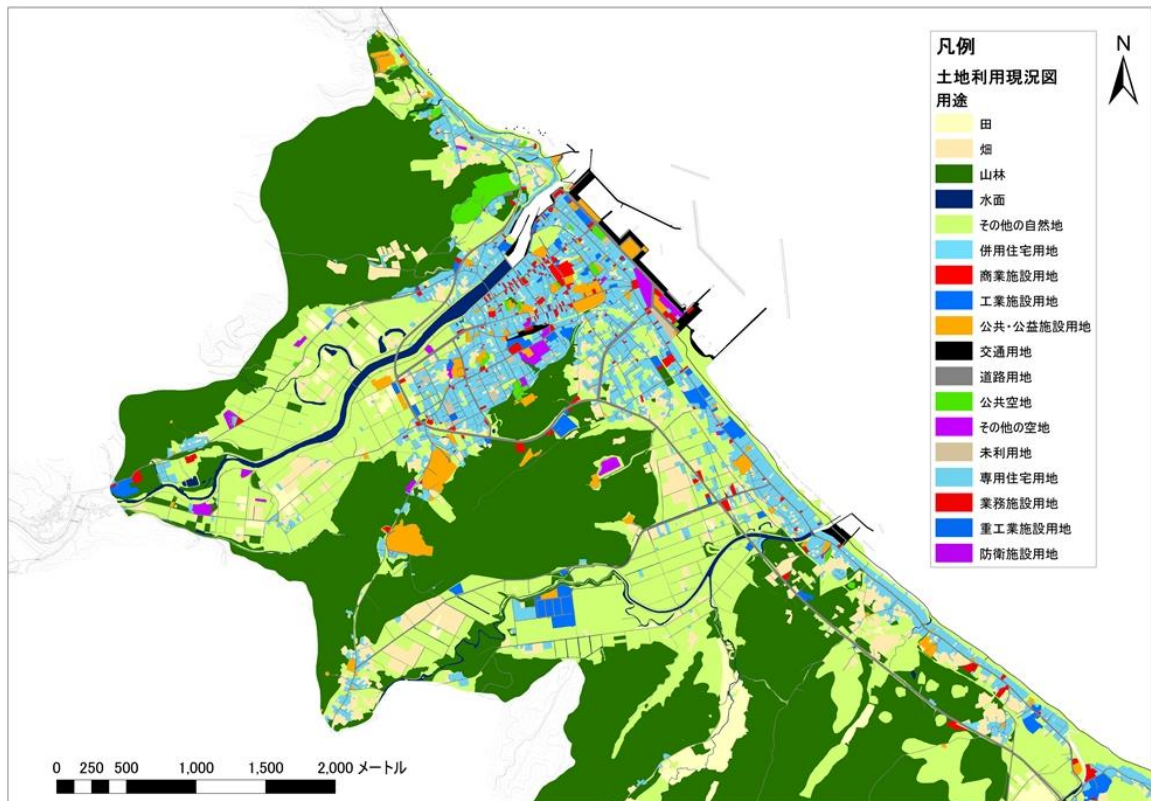
図表 19 土地利用現況図（田名部～大湊地区）



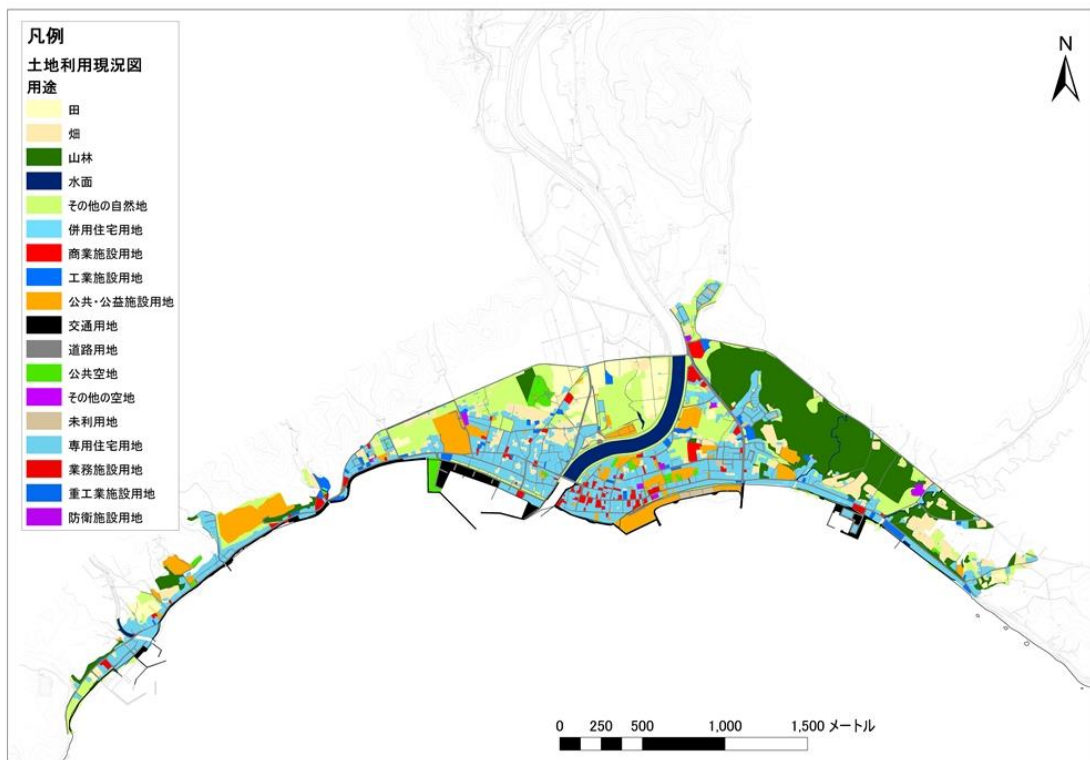
図表 20 土地利用現況図（大湊地区）



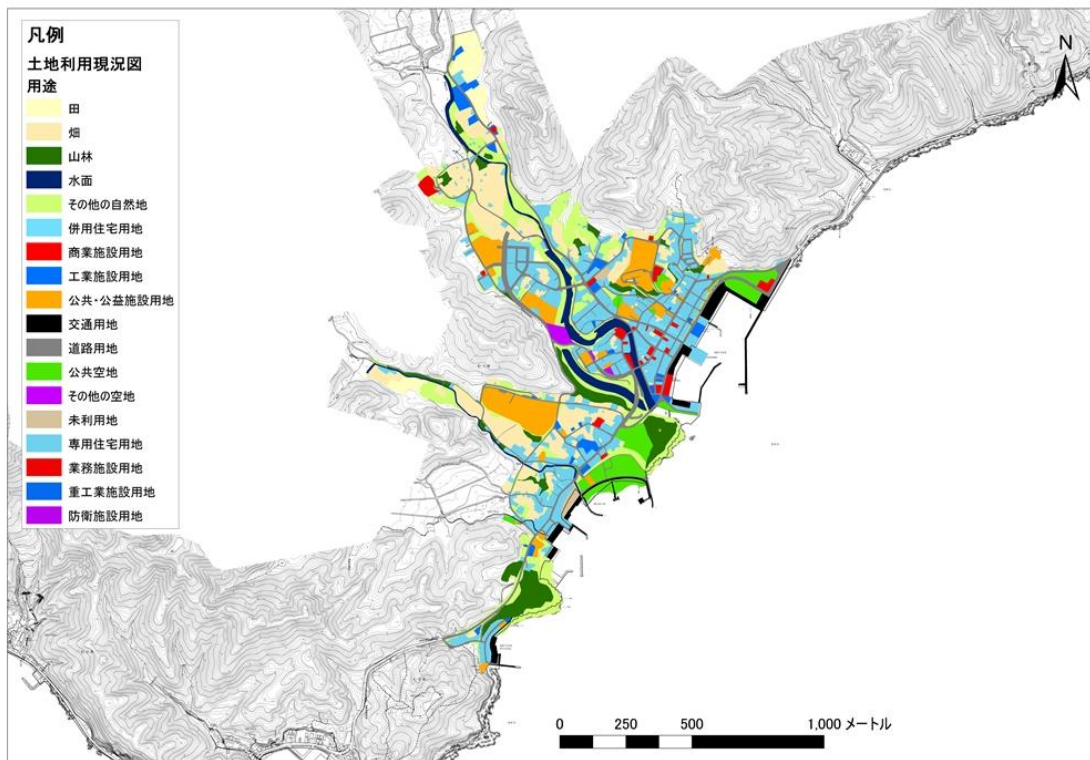
図表 21 土地利用現況図（大畑地区）



図表 22 土地利用現況図（川内地区）



図表 23 土地利用 (脇野沢地区)



7. 公園・広場の状況

市内には、都市公園、遊園地、都市公園以外の公園、広場、ポケットパークなどがあり、都市公園でなくともみどりのオープンスペースとした機能を有する箇所が多数あります。

下表にその状況を取りまとめました。なお、建築物と一体となる広場等については対象外としています。

図表 24 都市公園 20 箇所

	公園名称	公園種類	立地特性	都市計画 決定面積 (ha)	都市公園 面積 (ha)	立地エリア
1	新町児童公園	街区	都市機能誘導区域	0.23	0.23	田名部
2	柳町児童公園	街区	都市機能誘導区域	0.15	0.15	田名部
3	むつ北児童公園	街区	都市機能誘導区域	0.25	0.25	田名部
4	小川町児童公園	街区	都市機能誘導区域	0.26	0.26	田名部
5	横迎町児童公園	街区	居住誘導区域	0.35	0.35	田名部
6	代官山公園	近隣	都市機能誘導区域	1.70	1.10	田名部
7	金谷公園	地区	都市機能誘導区域	4.10	4.10	田名部
8	むつ市墓地公園	墓園	特定用途制限地域	13.40	9.40	田名部
9	早掛沼公園	風致	特定用途制限地域	-	7.40	田名部
田名部地区 小計				20.44	23.24	
10	上町児童公園	街区	用途地域	0.18	0.18	大湊
11	宇田児童公園	街区	用途地域	0.29	0.29	大湊
12	文京児童公園	街区	居住誘導区域	0.15	0.15	大湊
13	宇曾利川児童公園	街区	特定用途制限地域	0.29	0.29	大湊
14	川守児童公園	街区	用途地域	0.38	0.38	大湊
15	旭町児童公園	街区	居住誘導区域	0.19	0.19	大湊
16	水源池公園	地区	用途地域	6.70	5.60	大湊
17	おおみなと臨海公園	総合	居住誘導区域	13.80	0	大湊
18	むつ運動公園	運動	居住誘導区域	14.30	14.30	大湊
大湊地区 小計				36.28	21.38	
19	中島児童公園	街区	用途地域	0.18	0.18	大畑
20	大畑中央公園	運動	用途地域 特定用途制限地域	9.80	6.98 (用途地域内 面積 2.31ha)	大畑
大畑地区 小計				9.98	7.16	
合計				66.70	51.78	むつ都市 計画区域

図表 25 遊園地8箇所（都市公園に指定されていません）

	名称	立地特性	面積 (ha)	立地エリア
1	海老川地区遊園地	都市機能誘導区域	0.11	田名部
2	中野沢地区遊園地	特定用途制限地域	0.13	田名部
3	関根出戸地区遊園地	特定用途制限地域	0.13	田名部
4	最花地区遊園地	特定用途制限地域	0.05	田名部
田名部地区 小計			0.42	
5	大平地区遊園地	都市機能誘導区域	0.05	大湊
6	新城ヶ沢地区遊園地	特定用途制限地域	0.06	大湊
7	城ヶ沢地区遊園地	特定用途制限地域	0.04	大湊
8	泉沢地区遊園地	特定用途制限地域	0.01	大湊
大湊地区 小計			0.16	
合計			0.58	むつ都市計画区域

図表 26 都市公園以外の公園、広場、ポケットパーク等

	名称	立地特性	面積 (ha)	立地エリア
1	小川町ポケットパーク	都市機能誘導区域	0.11	田名部
2	イベント広場	都市機能誘導区域	0.41	田名部
3	下北駅前広場	都市機能誘導区域	6.92	田名部
4	斗南藩墳墓の地	特定用途制限地域	0.05	田名部
5	斗南藩史跡地	特定用途制限地域	0.55	田名部
田名部地区 小計			8.04	
6	宇田運動広場	特定用途制限地域	0.22	大湊
7	宇田川水と緑の砂防ゾーン	特定用途制限地域	0.73	大湊
8	せせらぎ公園	特定用途制限地域	0.39	大湊
9	大湊駅前広場	都市機能誘導区域	2.54	大湊
10	釜臥山スキー場	用途地域	0.20	大湊
		特定用途制限地域	9.28	
		都市計画区域外	17.89	
11	斗南藩土上陸の地	用途地域	0.06	大湊
12	斗南藩柴五郎一家住居跡	用途地域	0.15	大湊
大湊地区 小計			31.46	
13	褰川海岸小公園	都市計画区域外	1.81	川内
14	川内川水辺のプロムナード	都市計画区域外	0.49	川内
15	川内町ふれあい公園	都市計画区域外	1.69	川内
16	心と体をいやす水辺空間	都市計画区域外	0.86	川内
17	川内港緑地公園	都市計画区域外	0.99	川内
18	女子川河川公園	都市計画区域外	0.10	川内
19	ふれあいスポーツパーク	都市計画区域外	8.10	川内
20	湯野川温泉公園	都市計画区域外	0.18	川内
21	川内海辺 <small>(かいひん)</small> 公園	都市計画区域外	0.87	川内
22	かわうちまりんぴーち	都市計画区域外	3.34	川内
23	大滝公園	都市計画区域外	0.12	川内
24	川内川河川公園	都市計画区域外	0.19	川内

川内地区 小計			18.74	
21	大畑町大安寺やすらぎの森公園	用途地域・特定用途制限地域	17.85	大畑
22	奥薬研修景公園	都市計画区域外	0.34	大畑
23	大畑海浜公園	特定用途制限地域	4.29	大畑
24	兔沢スキー場	特定用途制限地域	2.08	大畑
大畑地区 小計			24.56	
25	平和小公園	都市計画区域外	0.01	脇野沢
26	蛸崎越沢水源地公園	都市計画区域外	0.38	脇野沢
27	愛宕山公園	都市計画区域外	2.65	脇野沢
28	脇野沢山村広場	都市計画区域外	1.82	脇野沢
29	脇野沢総合運動場	都市計画区域外	1.10	脇野沢
30	脇野沢漁村広場	都市計画区域外	2.08	脇野沢
31	牛の首農村公園	都市計画区域外	0.60	脇野沢
32	猿の住む海辺公園	都市計画区域外	0.25	脇野沢
脇野沢地区 小計			8.89	
合計			91.69	

図表 27 都市公園の地区別面積と1人当たり面積

地区名	都市公園の合計 (ha)	地区人口 (人) (H27 国勢調査)	人口1人当たりの面積 (m ² /人)
田名部地区	23.24	33,286	6.98
大湊地区	21.38	12,934	16.53
川内地区	-	3,906	-
大畑地区	7.16	6,844	10.46
脇野沢地区	-	1,523	-
合計	51.78	58,493	8.88
むつ都市計画区域	51.78	52,892	9.79
用途地域 (市街地)	30.02	35,808	8.38

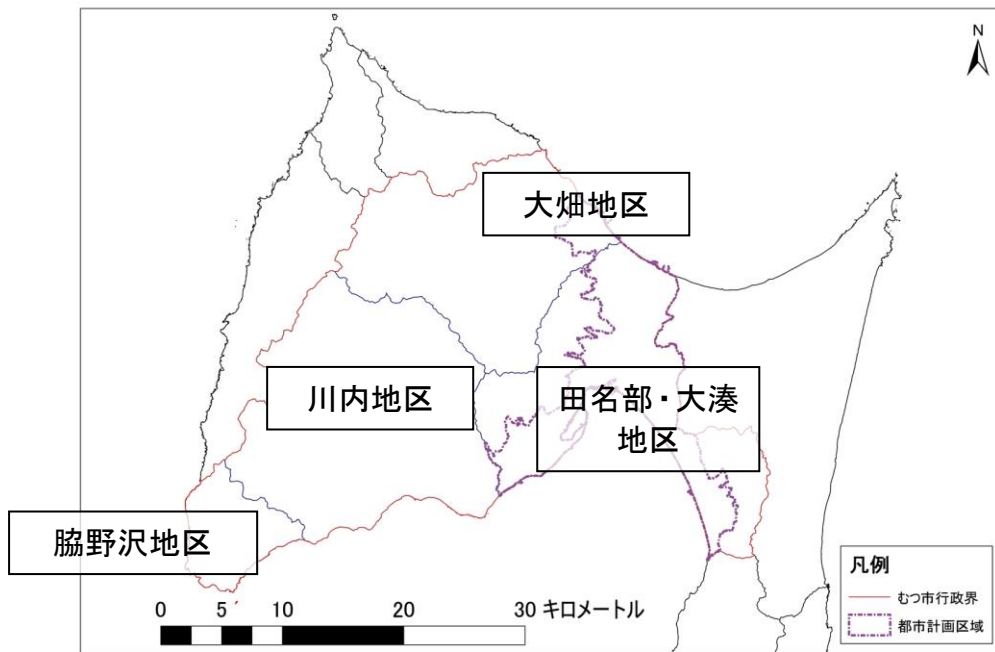
図表 28 都市公園以外の公園、広場、ポケットパーク等の面積と1人当たり面積

地区名	公園広場等の合計 (ha)	地区人口 (H27 国勢調査)	人口1人当たりの面積 (m ² /人)
田名部地区	8.04	33,286	2.42
大湊地区	31.46	12,934	24.32
川内地区	18.74	3,906	47.98
大畑地区	24.56	6,844	35.89
脇野沢地区	8.89	1,523	58.37
合計	91.69	58,493	15.68

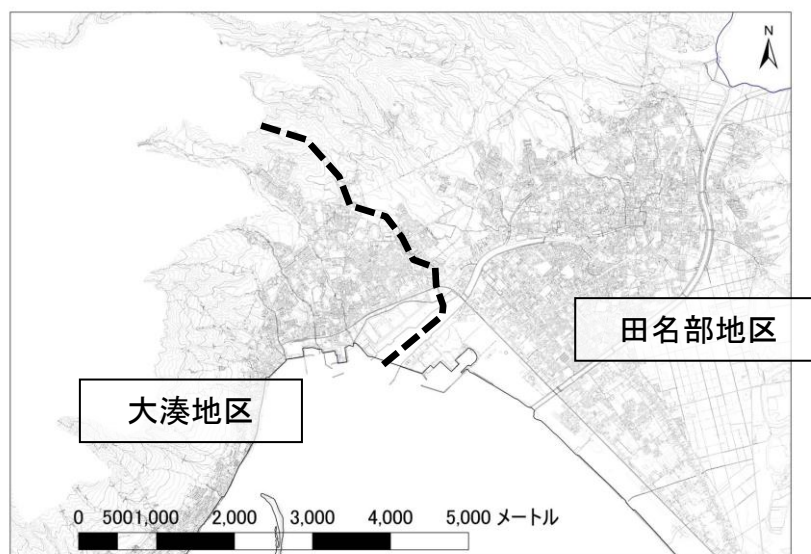
図表 29 公園、広場等の面積と1人当たり面積(図表 27+28)

地区名	公園広場等の合計 (ha)	地区人口 (H27 国勢調査)	人口1人当たりの面積 (m ² /人)
田名部地区	31.28	33,286	9.40
大湊地区	52.84	12,934	40.85
川内地区	18.74	3,906	47.98
大畑地区	31.72	6,844	46.35
脇野沢地区	8.89	1,523	58.37
合計	143.47	58,493	24.57

図表 30 立地地区図

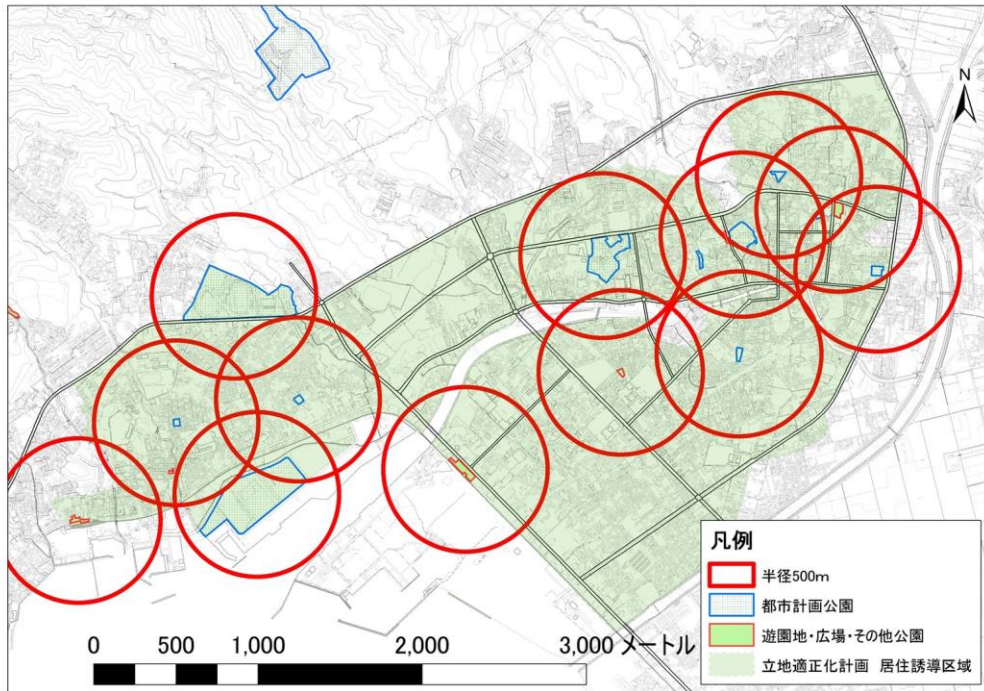


図表 31 立地地区図 田名部・大湊地区の境



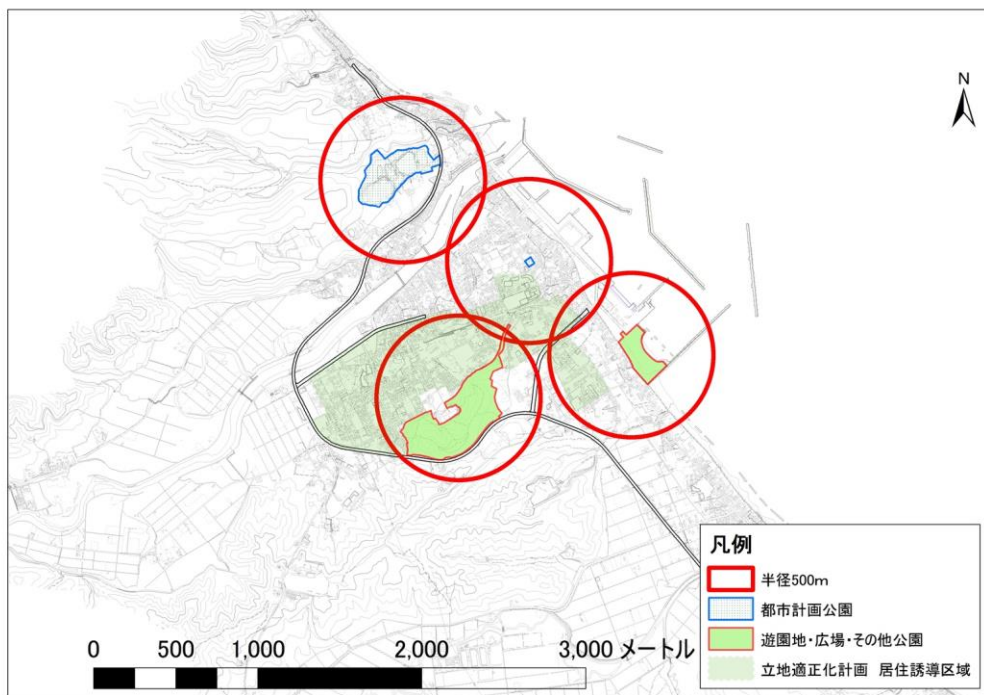
図表 31 では、三本松川で地区が分けられています。

図表 32 居住誘導区域における公園・遊園地・広場からの距離（500m圏）



図表 32 では、居住誘導区域において、昭和町、仲町、若松町、金曲一丁目、市役所周辺では気軽に歩いて行ける 500m圏内に都市公園、遊園地、広場が無い状況です。

図表 33 大畑地区居住誘導区域における公園・広場からの距離（500m圏）



図表 33 の大畑地区の居住誘導区域では、おおむね 500m圏内に公園・広場等が設置されています。

8. 開発行為による住宅地の公園・緑地の状況

都市計画法第29条では開発行為の際、公園、緑地の整備が必要となります。

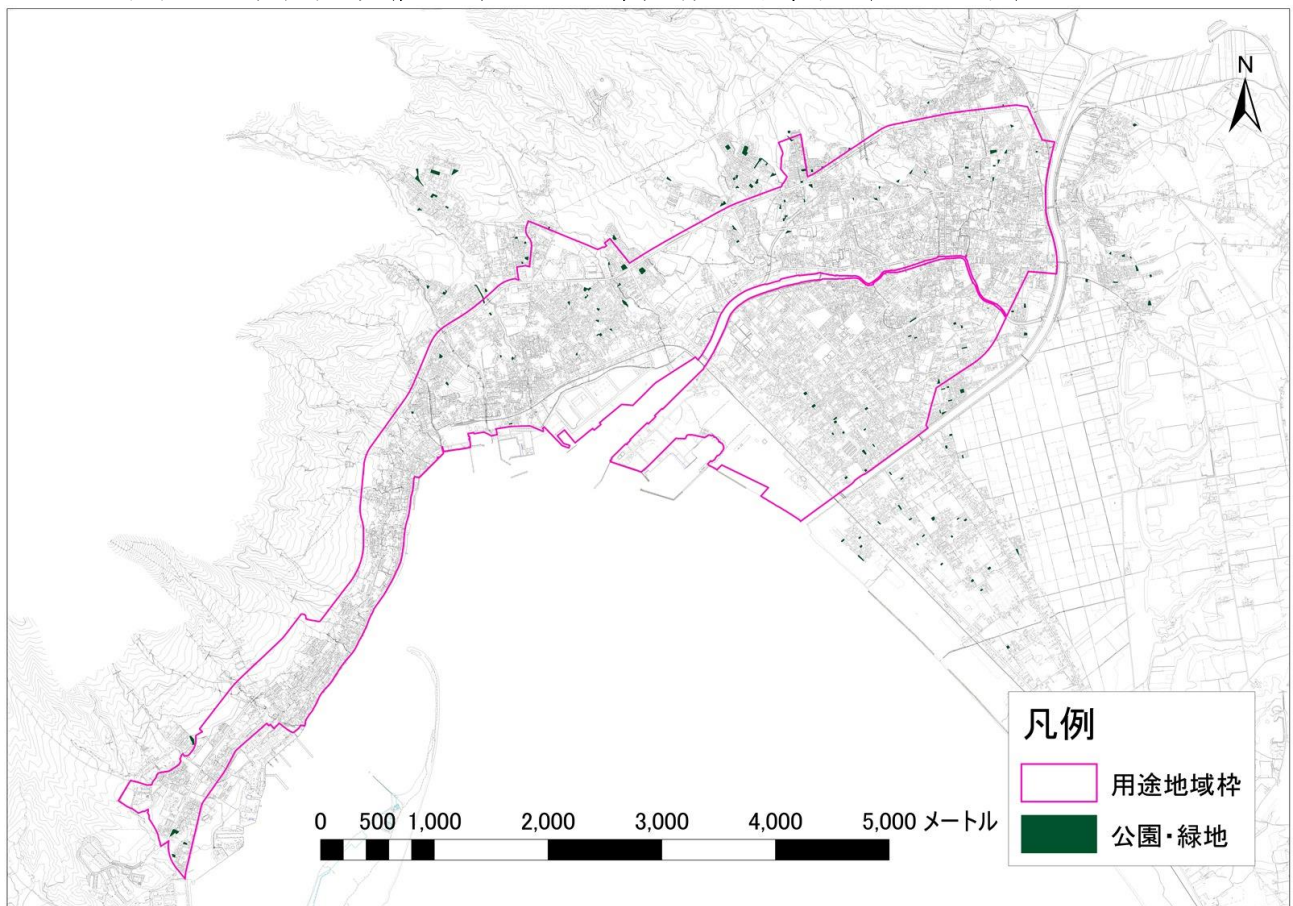
都市計画区域内の旧大畑町地区及び都市計画区域外の川内・脇野沢地区では、開発行為（住宅地）による公園・緑地はありません。

開発行為（住宅地）によって設けられた公園・緑地（図表34）は、一部を除き帰属され市の所有地となっています。

地元町内会や開発街区の方々が、草刈などの簡単な管理を行いながら、コミュニティ活動に利用し、除雪における堆積場や大きな樹木の伐採や修繕が必要なものは市で行っています。

市に帰属されなかった住宅地開発による公園・緑地については、相続などに伴い、その維持管理に問題が生じ始めています。そのため、市では境界杭が設置されていること、現地で支障が生じていないことを確認し、帰属や寄付を受けていくこととしています。

図表 34 開発行為（住宅地）による公園・緑地の配置図（旧むつ地区）



第3章 みどりのまちづくりの課題

現況を踏まえ、次の課題が挙げられます。

1. 財政運営を踏まえた公園づくりと維持管理

人口減少と超高齢社会の進行により、歳入の減少、社会福祉費の増大が見込まれる中、公園遊具などの施設の配置や整備の充実化を進めて行くことは厳しい状況にあります。

人口減少社会に対応した都市運営のもと、魅力あるみどりの充実を進めて行くことが課題となっています。

また、むつ市立地適正化計画での居住誘導区域での公園の機能の向上が課題となっています。

2. みどりが不足しているエリアでの創出

むつ市都市公園条例では、1人当たりの都市公園敷地面積の標準を都市計画区域内で13㎡以上、市街地（用途地域内）で15㎡以上としています。現状ではむつ市都市計画区域で9.79㎡、用途地域では8.38㎡となり、標準面積に及ばず、さらに地区別に着目すると、大湊地区で16.53㎡、大畑地区で10.46㎡と標準面積に近似していますが、田名部地区では6.98㎡と特に低い数値となっています。

さらに、都市公園以外の公園、広場、ポケットパーク等の数値を合わせても、田名部地区では9.22㎡と低い状況となっています。

また、むつ市意識調査（市民会議、都市計画）では、海、山、川、農地などの自然が豊かであることに満足度が高く、公園については整備が不十分として満足度が低くなっています。

なお、都市計画区域外の川内・脇野沢地区では、都市公園はありませんがその他の公園等が充実している状況です。

3. みどりの保全

むつ市の約85%を占める森林地域については、地球温暖化対策、治山治水、海へ向かう豊かな栄養源や生物の多様性を生むものとなるため、これからもしっかりと保全していくことが重要です。



早掛沼公園

水源池公園



むつ運動公園

来さまい大畑桜ロード



第4章 計画の基本方針

1. 基本理念

【むつ市のみどりのまちづくりのコンセプト・基本理念】
新たな時代に対応し、みどりあふれる誇れるまちへ
「海へと続くみどりがまちを育てる」

下北半島の主峰である釜臥山（標高 878.6m）を頂点に太平洋、津軽海峡、陸奥湾、平館海峡と4方を海に囲まれた下北は、様々な漁業が営まれ、それらを活かした産業が築かれ、特徴ある文化が育まれました。

このような地形と産業、文化は、“下北ジオパーク”として、下北をもっとも特徴づけるものとなり、むつ市はその中で中心市となっています。

このように海とともに生きるむつのまちは、海がまちの基盤とも言え、その海を育てる山、森林地域、まちのみどりの整備、管理、保全はとても重要なことと言えます。

そのため、みどりのまちづくりは単に憩いと休息機能の向上にとどまらず、下北ジオパークの形成に重要な役割を果たし、むつのまちをつくるものとなります。

また、急激な人口減少、超高齢社会に対応しながら、みどりの創出を持続させる必要があります。

2. みどりの将来像

基本理念に基づき、みどりのまちづくりにおける将来像を次のとおりとします。

「釜臥山からみどりが海へと続くまち」

3. 基本方針

将来像にむかって、みどりのまちづくりの基本方針を次のとおりとします。

- コンパクトシティによる持続可能な魅力ある公園、災害用避難公園、コミュニティ公園などのメリハリをつけたみどりのまちづくり
- 市、市民の皆様、民間団体・事業者が手を取り合うみどりのまちづくり
- 心に残る景観にアクセントを添えるみどりのまちづくり
- みどりの保全

人口減少、少子化、超高齢社会といった今までにない新たな時代のなかにおいても、引続き豊かな自然を保全しながら、人々が安らぎ憩う場である魅力ある公園の創出、緑地機能の向上など海を守るみどりの創出を進めて行かなければなりません。

そこで、コンパクトシティにより公園の配置や公園施設の保有の適正化を進め、人口減少下での財政運営を踏まえ、遊具などの公園施設を全公園に配置するなど画一的な整備は行わず、公園ごとの役割を踏まえた整備及び維持管理、公園の統廃合などの再編を行い、持続可能な公園づくりを進めるとともに、市、市民の皆様、民間団体・事業者等と連携しみどりのまちづくりを進めていくことで、釜臥山から海へとみどりが連続する

よう、みどりの保全と創出を図り、みどりの将来像の達成を目指すことで、むつ市のまちを“笑顔かがやく希望のまち”としていきます。

4. 計画期間

計画期間は、2018年から2027年までの10年間とします。見直しについては、策定からおおむね5年ごとに行うこととし、さらに社会情勢等の変化を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

なお、基本計画に記載されている数値等の変化については、市で修正し公表することとします。

5. みどりの将来像図

釜臥山を頂点に4方の海へみどりが続いていくイメージとなります。

図表 35 みどりの将来像図



第5章 みどりの保全・創出（緑化）の目標

1. 目標

むつ市都市公園条例では、都市計画区域内の人口1人当たりの標準面積を13㎡以上、市街地内の1人当たりの標準面積を15㎡以上として定め、都市公園の確保を掲げています。

また、市の約85%（むつ市国土利用計画）、都市計画区域内で約79%（都市計画基礎調査）のみどりが、むつ市、下北ジオパークを特徴づけるものとなっているため、これを保全していきます。

これからの新たなみどりの創出は、市、市民の皆様、民間団体・事業者等が互いに努力し、みどりのまちづくりを推進します。

目標1. 都市計画区域内の都市公園の面積

都市計画区域内の人口1人当たりの面積を13㎡以上とします。

目標2. 市街地内（用途地域内）の都市公園の面積

市街地である用途地域内の人口1人当たりの面積を15㎡以上とします。

目標3. みどりの保全

市内の約85%のみどり、都市計画区域内の約79%あるみどりの保全を図ります。

目標4. みどりの創出

市、市民の皆様、民間団体・事業者等が互いにみどりの創出を目指します。

目標5. むつ市らしさを強化

むつ市の花「はまなす」、むつ市の木「ひば」をできる限りまちに広げます。

また、サクラが咲く春の景色が心に残るよう、主要な箇所のサクラの充実を目指します。

第6章 みどりの保全・創出（緑化）の推進のための施策

1. みどりの保全・創出のための施策について

施策としては以下の項目があります。この中から必要に応じて活用しみどりの保全と創出を図ることとします。

① 緑地保全地域制度

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。（法第5条）

- 指定要件は次のいずれかとなります。
 - ◇ 無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
 - ◇ 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの
- 緑地保全地域は都市計画の地域地区の一つのため、都市計画決定する必要があります。また、当該緑地保全地域内に関する“緑地保全計画（法第6条）”を策定する必要があります。なお、2以上の市町村に地域がまたがる場合は、県決定となります。

② 特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。（法第12条）

- 指定要件は次のいずれかとなります。
 - ◇ 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断帯、緩衝帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
 - ◇ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
 - ◇ 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
 - ▷ 風致又は景観が優れているもの
 - ▷ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
- 特別緑地保全地区は都市計画の地域地区の一つのため、都市計画決定する必要があります。なお、その面積が10ha以上で2以上の市町村にまたがるものは、県決定となります。

③ 地区計画等の活用による緑地の保全（緑地保全条例）

屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度です。（法第20条）

- 区域の条件として、条例を定めることにより緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等（「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」）において、現に存する樹林地、草地等で

良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域となります。

④ 管理協定制度

緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地の保全のため必要な時、土地所有者と地方公共団体等が協定を結び、土地所有者等に代わって緑地の管理を行う制度です。（法第24条）

- 協定内容について
 - ◇ 土地の区域
 - ◇ 緑地の管理に関する事項
 - ◇ 保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項（必要な場合）
 - ◇ 有効期間（5年以上20年以下）
 - ◇ 協定に違反した場合の措置

⑤ 緑化地域制度

緑化が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。（法第34条）

- 緑化地域として、都市計画決定する必要があります。敷地面積1,000㎡以上が対象となりますが、条例で300㎡まで引き下げることができます。

⑥ 緑地協定制度

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。（法第45条、第54条）

- 協定には二つの種類があります。
 - ◇ 45条協定（全員協定ともいいます）
 - ▶ 既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市長の許可をうけるものです。
 - ◇ 54条協定（一人協定ともいいます）
 - ▶ 開発事業者が分譲前に市長の許可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮します。

⑦ **みどり法人制度**

財政面等の制約から、市が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことには限界があります。

一方、NPOや企業CSR（企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のことをいいます。Corporate Social Responsibility）による緑地の保全・整備の取組みが広がりつつあります。このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めると共に、地方自治体と連携強化することで、みどりの担い手として民間主体を指定し、自発的なみどりの保全・整備を図る制度です。（法第69条）

- 市は次の団体等を都市保全・緑化推進法人（みどり法人）に指定することができます。
 - 一般社団法人
 - 一般財団法人
 - NPO法人
 - その他の非営利法人（例：認可地縁団体（法人化した町内会））
 - 都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社（例：まちづくり会社）

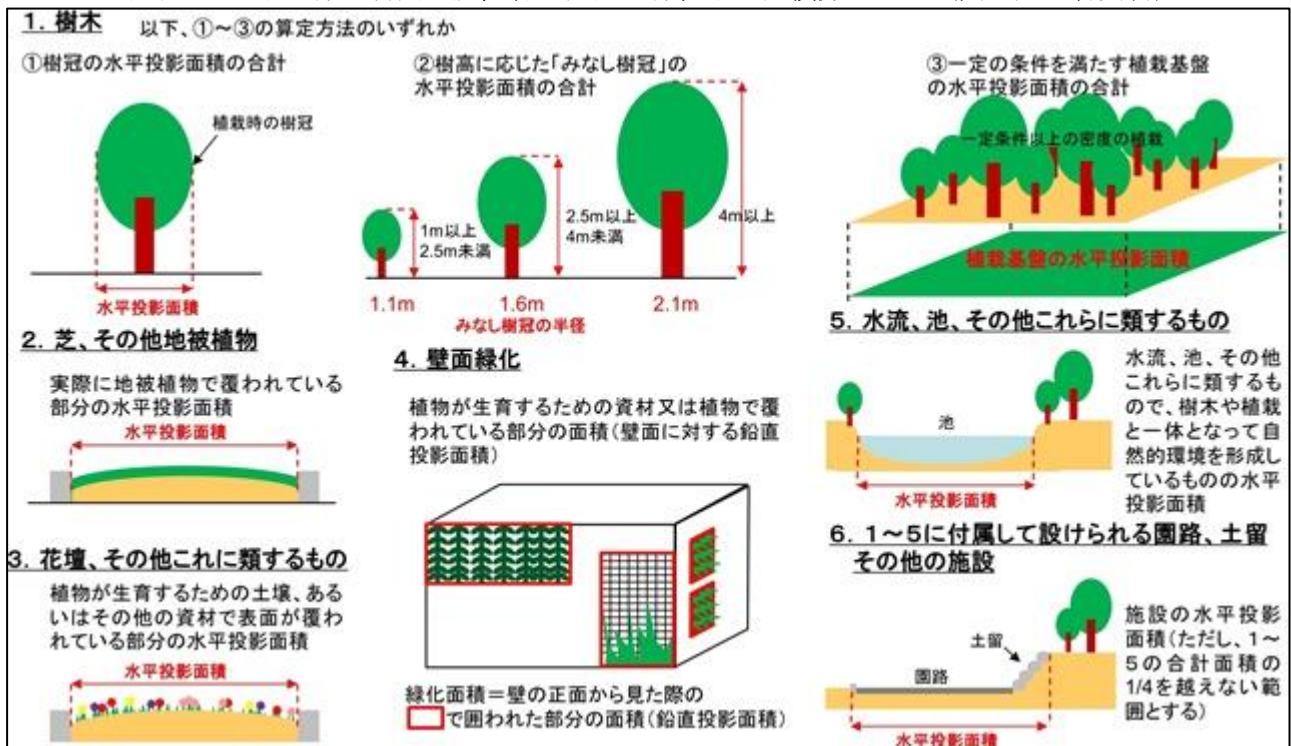
⑧ 市民緑地制度

都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠なみどりが未だ不足している地域の存在や、財政制約により、従来のような市による都市公園の整備に限界がある一方で、使い方が失われた空き地等が増加している状況です。

このような空き地等の民有地について、地域住民の利用に供する“緑地”として、民間主体が5年以上設置、管理、活用する制度です。（法第60条）

- 認定基準等について
 - ◇ 都市計画である緑化地域又は基本計画に位置付けた緑化重点地区内に限ります
 - ◇ 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要なみどりが不足している
 - ◇ 300 m²以上
 - ◇ 緑化率 20%以上
 - ◇ 設置・管理者が設置管理計画を作成し、市長の認定を受ける必要があります

図表 36 市民緑地制度 設置管理計画の緑化率の面積算定方法（国土交通省資料）



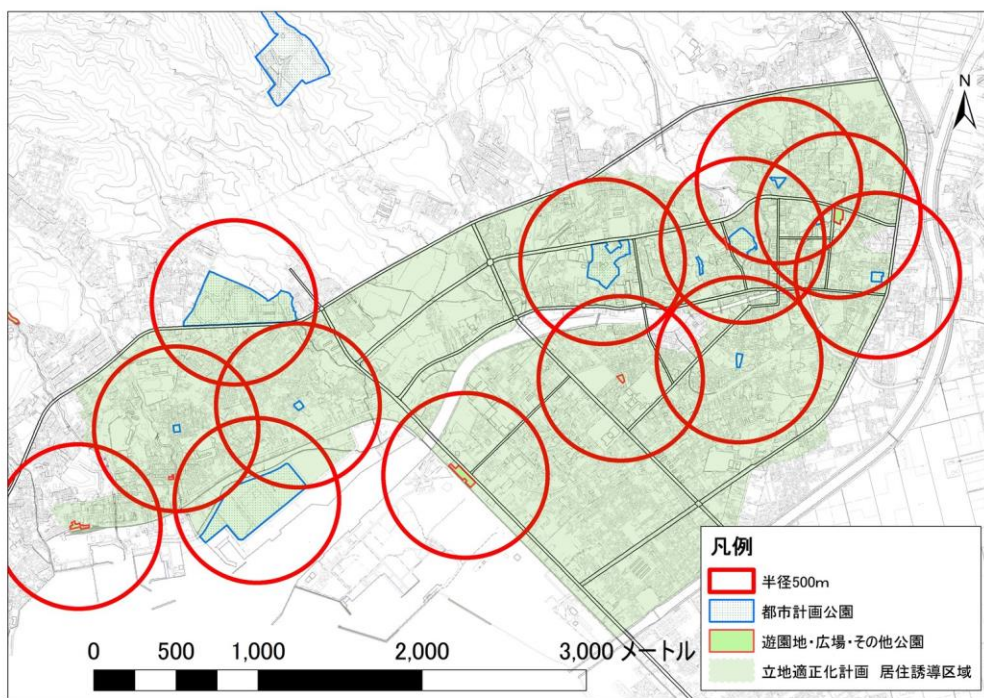
㊦ **緑化重点地区**

緑化重点地区とは、法第4条第2項第8号に規定される「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項」となります。

例えば以下のような場所が対象となります。

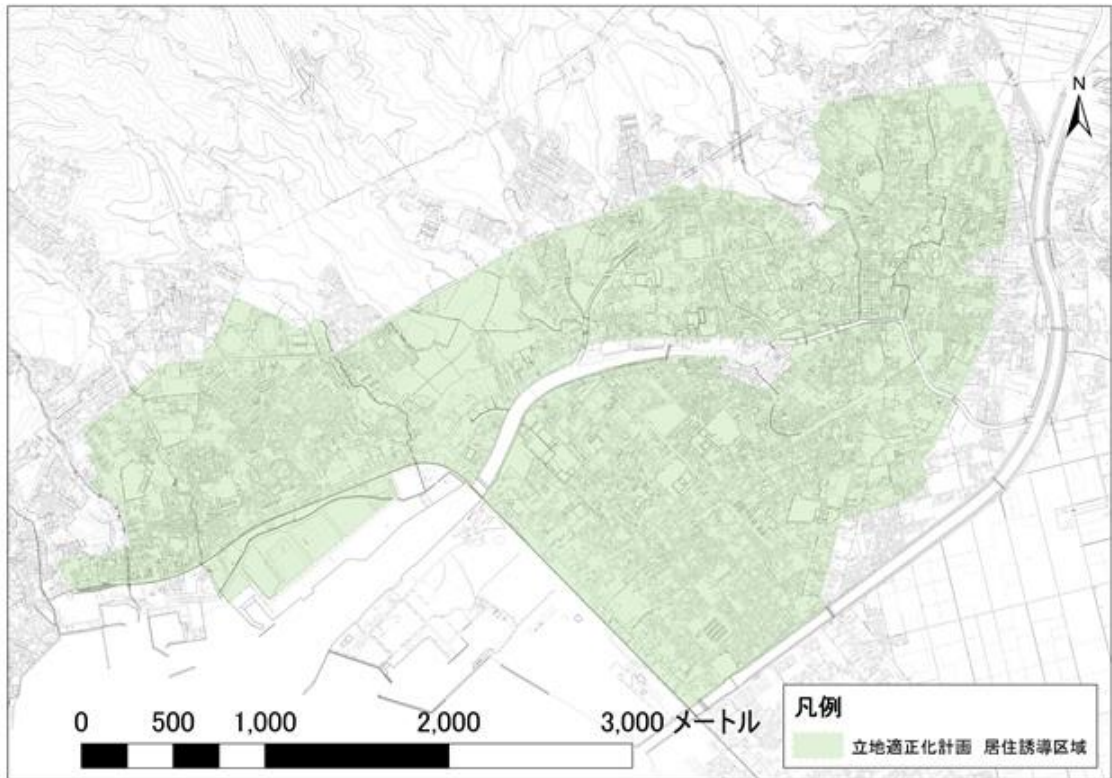
- ◇ 駅前等のシンボルとなる地区
- ◇ みどりが少ない住宅地
- ◇ 風致地区等の都市の風致が特に重要な地区
- ◇ 防災上緑地の確保及び市街地における緑化に必要性が比較的高い地区
- ◇ 緑化の推進に関する住民意識が高い地区 等

図表31 居住誘導区域における公園・遊園地・広場からの距離（500m圏）（再掲）

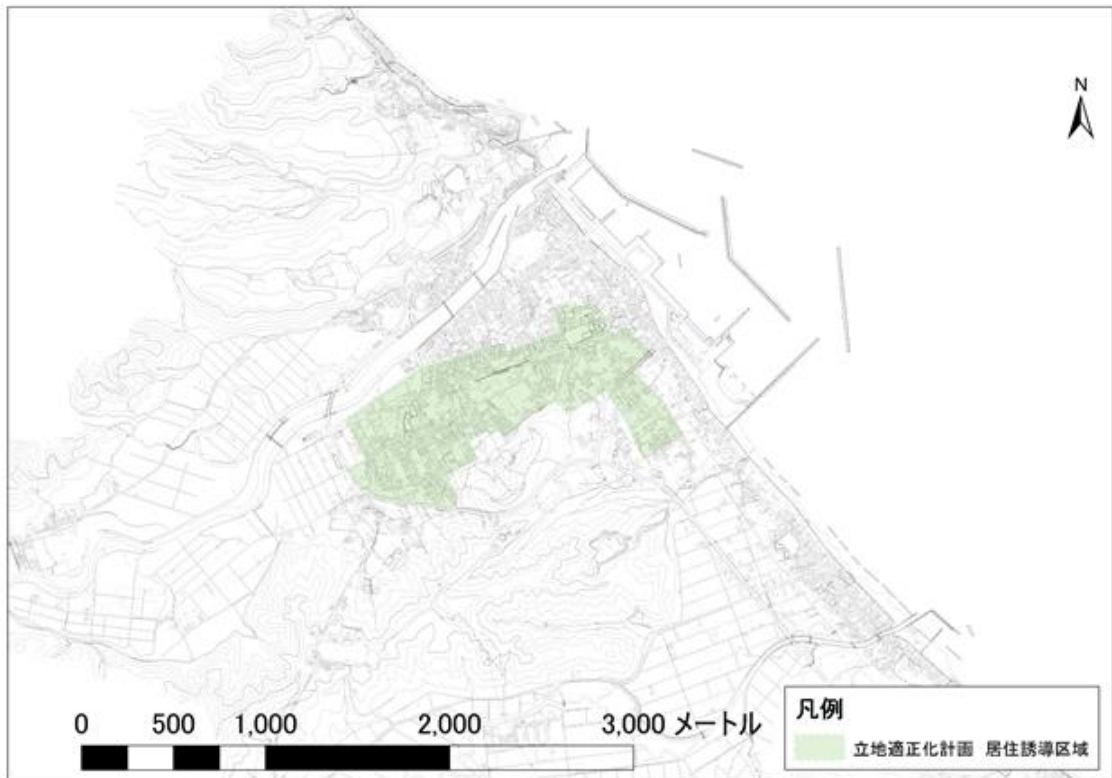


むつ市立地適正化計画での居住誘導区域においては都市政策を展開して行くことで居住誘導としたコンパクトシティの形成や、図表31でのみどりが少ない住宅地や、むつ市空家等対策計画での居住誘導区域内での支障となる空家、空地等の対策及び利活用について特に取り組みコンパクトなまちづくりを推進していくとされていることなどを踏まえ、居住誘導区域を緑化重点地区として設定することとします。緑化重点地区については、都市公園の整備だけでなく、市民緑地など民間主体で整備、管理されるみどりの創出を目指します。

図表 37 緑化重点地区（田名部・大湊地区）（立地適正化計画居住誘導区域と同じ）



図表 38 緑化重点地区（大畑地区）（立地適正化計画居住誘導区域と同じ）



⑩ **風致地区制度**

風致地区とは、都市における風致を維持するために定めることができる都市計画の地域地区の一つです。

「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めることとなります。

指定主体等について

- ◇ 10ha 以上は県が指定することとなります
- ◇ 10ha 未満は市が指定します
- ◇ 条例を制定する必要があります

⑪ **その他都市計画制度**

都市計画の地域地区などの土地利用規制を活用することで、みどりの保全につなげることができます。

➤ **特定用途制限地域**

用途地域が指定されていない箇所に指定できる都市計画で、多人数が集中することにより周辺の公共施設に著しく大きな不可を発生させる建築物（大規模な店舗、ホテル、レジャー施設等）、騒音、振動、ばい煙等の発生により周辺の良好な居住環境に支障を生じさせるおそれのある建築物（大規模な工場、ぱちんこ屋、モーテル、カラオケボックス）などの立地制限を行うことができます。

むつ都市計画区域では、用途地域の指定されていない箇所のすべてに特定用途制限地域を指定しており、その制限内容の一つに、自然環境共生地区を定め、みどりの保全につながる都市計画を進めています。

➤ **居住調整地域**

居住調整地域は、人口減少・超高齢社会の進行の中で、都市構造を集約化して都市の機能を維持して行く必要性が高まっていることを踏まえ、居住誘導区域外において住宅地化を抑制するため都市計画となります。居住調整地域の特徴は、住宅の開発・建築に限定して規制が課せられることにあります。

➤ **市街化調整区域**

都市計画区域について、市街化区域と市街化調整区域とした区域に区分することを線引きといいます。市街化調整区域になった区域では、市街化を抑制すべき区域として、農林漁業の用に供する目的以外での開発行為、建築行為に強力な制限が課せられます。

⑫ 都市公園への指定

都市計画区域内に存する遊園地、広場、ポケットパーク等（都市計画区域外にまたがるものも含む）について、今後の適正な整備・管理を図るため、必要に応じて都市公園として指定する方針とします。

このような取組みのもと、都市公園の再配置・再構築を進め、公園等について持続可能なみどりのまちづくりを進めます。



第7章 都市公園の整備及び管理の方針

1. 公園の特性に応じた魅力の向上の方針

魅力向上など都市公園の機能向上や整備などについては、みどりのまちづくりアクションプランを作成し取り組みます。また、社会資本総合整備計画や都市再生整備計画などもアクションプランの一つとして捉えながら、都市公園の魅力の向上を図ります。

2. 官民連携による公園づくりの方針

① Park-PFIの活用

公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、民間主導のみどりのまちづくりを積極的に取り入れ、魅力ある公園づくりによりエリア価値の向上と、公園整備・管理費の低減による持続可能な都市公園の整備、管理を目指します。

② 都市再生整備計画による官民連携まちづくり ～都市公園占用の特例～

まちづくりに関する取組みは、まちづくり会社やNPO等の民間組織が積極的に取り組むことが都市の魅力向上等に有効です。

都市再生特別措置法第46条の都市再生整備計画では、まちづくりに取り組む団体を支援する制度や、道路、河川、都市公園の空間を活用してまちづくりを実現する制度等、官民連携のまちづくりを推進する制度が創設されています。

▶ 都市公園占用の特例

通常、都市公園の占用は、一定の物件又は施設によるものに限定され、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合等にしか許可されません（都市公園法第7条）が、市が、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するために必要であるとして、都市再生整備計画に位置付けた施設等については、一定の要件を満たせば、公園の占用許可の特例を受けることができます。

◇ 特例を適用可能な施設

- ▶ サイクルポート
- ▶ 観光案内所
- ▶ 路線バスの停留所のベンチ・上屋
- ▶ 競技会等のために設けられる仮設工作物

◇ 特例の適用を受けるための要件

- ▶ 設置にあたっては、都市公園の環境の維持及び向上を図るため、清掃等が適切に行われなければなりません。（都市再生特別措置法第46条第12項）

3. 子育て支援などの方針

① 保育所等の占用

都市公園では、従来、保育所や社会福祉施設の占用ができませんでしたが、都市公園法の改正により、通所型について占用できるようになりました。

むつ市の都市公園においても、都市公園本来のオープンスペース機能が確保され、周辺の状況から、都市公園を活用することで公園の機能の増進が図られる場合、それらの占用を認める方針とします。

② 子育て公園の充実

金谷公園では、キッズパークとも隣接し、日ごろから子どもの利用、子育て世代の方々などに利用される公園であるため、その機能の維持と向上を図ります。

その他公園についても、持続可能性を踏まえながら、必要に応じて整備コンセプトを確立し、付加価値高めて子育て支援機能の向上を進めます。

4. 公園のストック再編に向けた方針

公共施設等総合管理計画からも、従前のまま都市公園を配置し維持管理し続けることは厳しい状況にあります。

みどりの将来像の達成に向けては、立地適正化計画によるコンパクトシティのもと、持続可能な公園づくりが必要です。そのため、地域のニーズを踏まえながら都市公園の効率的、効果的な施設の整備・都市公園の統合、再編、廃止、機能の向上などストック再編の促進を図り、魅力の向上やリニューアルを進めながら、住みよい持続可能なみどりのまちづくりを進めて行く方針とします。

図表 39 都市公園ストックの再編イメージ (国土交通省資料)



5. 公園施設の適切なメンテナンスに関する方針

公園施設は老朽化して行くため、長寿命化計画に基づき、計画的なメンテナンスと改修を行います。また、植栽や樹林についても、景観や生物多様性など求められる役割を發揮できるように、利用者の安全に配慮しながら維持管理を行います。

第8章 その他みどりの保全と推進の方針

1. みどりのまちづくりアクションプラン

都市公園の整備、再編、統合、廃止や緑化重点地区での取組み、大規模なみどりのまちづくりプロジェクトを具体化した行動計画となる「むつしみどりのまちづくりアクションプラン」を公表し、随時意見を募集しながら、市民の皆様の声を取り入れたみどりのまちづくりを進めて行くこととします。

2. 花とみどりのまちづくり

市、市民の皆様や民間団体・事業者とともに行う花とみどりのまちづくりについては、継続することで、花とみどりをまちに増やすと共に、みどりのまちづくりへの参画者を増やすことで、自主的な取組みにつながることを目指していきます。

取組み内容については、時に立ち止り、改善、廃止、新たな取組みへの移行などを行いながら、内容の向上を図ることとします。

3. 市整備事業におけるみどりのまちづくり

市が行う公共公益事業の際、都市計画法による開発行為の協議が必要な場合、3%以上の緑化がされますが、協議が不要となる場合は、緑化されないことがあります。

これからのみどりのまちづくりの推進にあたって、開発行為の協議の有無にかかわらず、緑地・広場・公園を整備敷地の3%以上を可能な限り確保して行くこととします。

4. 広めよう！「はまなす 1 株 ひば 1 本」

市政施行 50 周年、合併 5 周年記念式典（2009 年 9 月）において、「はまなす」と「ひば」がむつ市の「花・木」として制定されましたが、これらを広める取組みが定まっていない状況です。

このため、市が行う外構工事等の際、はまなす 1 株以上、ひば 1 本以上の植樹を可能な限り目指すこととします。

これにより市の特徴の強化を図ります。

5. 都市計画区域外での公園等の再編

公共施設等総合管理計画を踏まえた上で、持続可能な良好なみどりのまちづくりを進めるため、地域のニーズを踏まえながら公園等の効率的、効果的な施設の整備、統合・再編、廃止、機能の向上などのストック再編を進めます。

はまなすのハマ子



2018年4月

むつ市みどりの基本計画

むつ市都市整備部都市計画課

青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL 0175-22-1111